

伯耆町過疎とみなされる区域に係る 過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

鳥取県西伯郡伯耆町

目 次

1	基本的な事項-----	1
(1)	伯耆町の概況-----	1
(2)	人口及び産業の推移と動向-----	3
(3)	行財政の状況-----	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針-----	15
(5)	地域の持続的発展のための基本目標-----	15
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項-----	15
(7)	計画期間-----	16
(8)	公共施設等総合管理計画との整合-----	16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成-----	17
(1)	現況と問題点-----	17
(2)	その対策-----	17
(3)	計 画-----	18
3	産業の振興-----	18
(1)	現況と問題点-----	18
(2)	その対策-----	20
(3)	計 画-----	23
(4)	産業振興促進事項-----	27
4	地域における情報化-----	28
(1)	現況と問題点-----	28
(2)	その対策-----	29
(3)	計 画-----	30
5	交通施設の整備、交通手段の確保-----	30
(1)	現況と問題点-----	30
(2)	その対策-----	31
(3)	計 画-----	32
6	生活環境の整備-----	35
(1)	現況と問題点-----	35
(2)	その対策-----	37
(3)	計 画-----	38
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進-----	43
(1)	現況と問題点-----	43
(2)	その対策-----	45
(3)	計 画-----	47
8	医療の確保-----	48
(1)	現況と問題点-----	48
(2)	その対策-----	48
(3)	計 画-----	49
9	教育の振興-----	49
(1)	現況と問題点-----	49
(2)	その対策-----	51
(3)	計 画-----	52

10 集落の整備-----	5 6
（1）現況と問題点-----	5 6
（2）その対策-----	5 6
（3）計 画-----	5 7
11 地域文化の振興等-----	5 8
（1）現況と問題点-----	5 8
（2）その対策-----	5 8
（3）計 画-----	5 9
12 再生可能エネルギーの利用の推進-----	5 8
（1）現況と問題点-----	5 8
（2）その対策-----	5 8
（3）計 画-----	5 9
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分-----	6 0

1 基本的な事項

(1) 伯耆町の概況

ア 自然的条件等の概要

伯耆町は鳥取県の西部にあり、国立公園の中心である大山の西麓に位置します。町の東側は大山町及び江府町、西側は南部町、南側は日野町、北側は米子市及び大山町にそれぞれ接しています。行政区域面積は 139.44 k m²で、そのうち溝口地域は 100.4 k m²です。本町は県庁所在地の鳥取市から約 100 k m、県西部の中心都市である米子市から岸本地域にある役場本庁舎までが約 8 k m、溝口地域にある役場分庁舎までが約 14 k m の距離にあります。特に米子市とのつながりは強く、岸本地域ではベッドタウンとしての宅地開発が進み、溝口地域も含め地域住民の主な就業先となっています。

町内には県下三大河川の一つである日野川が南北に流れており、その流域に平坦部を形成しています。東部から北東部にかけては、大山山麓の形成する柵水高原から水無原に連なる高原地帯となだらかな丘陵地が広がっています。南東部は溪谷状をなしており、南部から南西部にかけては中国山地の連山に囲まれた山間地を形成しています。

町南部に位置する溝口地域は、地域の面積のうち 8 割近くが山林原野であり、地勢はおおむね急峻な山地で平坦部は河川の流域にみられる程度です。集落は大山山系の溪谷部と日野川及び野上川に沿って散在し、耕作地は日野川沿いの平坦部を除いてほとんどが急峻な山間傾斜地で地形的制約があります。また、冬季には積雪があり、産業、経済、交通面などに支障を来すこともあります。

交通網は、日野川に沿って国道 181 号及び JR 伯備線が通過しており、道路は国道 181 号を中心として主要な幹線道路である県道や町道・農道等が相互に連絡しています。また、中国自動車道に直結する中国横断自動車道米子岡山線が通過しており、町内には大山 PA (大山パーキングエリア) 内に大山高原スマートインターチェンジ、溝口地域に溝口インターチェンジがあります。また、国道 181 号「岸本バイパス」が平成 30 年 11 月に全線供用開始し、米子市街地へのアクセスが向上しました。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和 35 年から昭和 50 年にかけて減少傾向で推移していましたが、昭和 55 年には増加し、平成 7 年まで微増傾向が続きました。その後、平成 12 年以降は減少し続けています。

本町では、溝口地域が昭和 45 年から過疎地域の指定を受け、これまで地域の実態に応じた過疎計画を策定しながら、計画に基づいた積極的な施策を展開してきました。

溝口地域の人口は、昭和 35 年から昭和 50 年にかけて大幅に減少し、昭和 55 年には微増に転じましたが、その後、昭和 60 年以降は減少傾向で推移しています。さらに、平成 7 年以降には減少率が再び上昇し、減少し続けています。

このように溝口地域では、人口の減少傾向が緩やかになった時期もありましたが、依

然として人口減少に歯止めがかかっていない状況です。また、人口推移をみても、岸本地域に比べて溝口地域での減少率が高く、人口減少は溝口地域を中心として続いています。

溝口地域では、これまで過疎対策により福祉施設の整備、農業や観光を中心にした産業の振興、道路網などの生活基盤を中心として過疎地域の活性化に取り組んできました。その結果、生活に必要なインフラ整備はもとより、高速道路インターチェンジの設置や光ケーブル網による CATV やインターネット環境など、交通通信体系も整備されています。伯耆町過疎地域自立促進計画では、定住化の促進に向けた取り組みとして、生活環境の充実や産業の振興に向けた環境整備等を進めるとともに、雄大で恵まれた自然環境や景観、文化等を守り、継承する取り組みに力を入れてきました。

また、人口減少社会の到来と急速な少子高齢化が全国的に進むなかにあって、本町でも同様に人口減少の傾向が今後も続くものと考えられます。このため、本町のまちづくりにおいては、積極的な定住化施策を展開することで過疎化の進行に歯止めをかけるとともに、高齢化社会に対応した持続可能な地域社会の形成及び地域活力のさらなる向上を図る必要があります。

ウ 社会経済的発展の方向

本町の産業構造は、昭和 40 年までは基幹産業として農林業を中心とした第一次産業が主体でしたが、第二次産業、第三次産業への転換が進み、第一次産業の就業人口比率は減少し続けています。

今後は、これまでのまちづくりの取り組みを継承すると同時に合併の効果を活かして、地域特性を活かした移住・定住の促進や過疎化への対応、少子化対策の推進、そして豊かな高齢社会の実現に向けて、住民主役のまちづくりに取り組んでいきます。

伯耆町では総合計画において、まちづくりの将来像を「森と光が織りなすうるおいのまち」と設定しています。「森と光が織りなすうるおいのまち」とは、自然と人が調和しながら、暮らす安らぎと訪れる楽しさが実感できる地域を表しています。そして、住む人にも訪れる人にも魅力あるまちづくりを目指します。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、国勢調査ベースで昭和 35 年以降は減少率 10%程度の減少傾向で推移してきましたが、昭和 50 年には人口減少率が低下し、昭和 55 年には約 5%の増加に転じています。これは、昭和 48 年頃から始まった岸本地域での宅地開発などによるもので、昭和 60 年から平成 2 年までは 2%程度の微増傾向の推移となっています。その後、平成 7 年は横ばいになった後、再び減少に転じ、平成 12 年は 0.5%、平成 17 年は 2.4%、平成 22 年は 5.8%、平成 27 年は 4.3%、令和 2 年は 3.8%の減少となっています。

溝口地域の人口は、昭和 35 年から昭和 50 年にかけて 10%近い減少率で大幅に減少し、昭和 55 年には微増に転じましたが、昭和 60 年以降は減少が続いています。その後、減少率が再び高くなり、平成 22 年は 9.1%、平成 27 年は 10.5%、令和 2 年は 10.4%と過疎化に歯止めがかからない状況が続いています。

高齢者比率は昭和 35 年の 8.4%から年々上昇しており、平成 2 年ごろからは上昇率が高まっています。町全体の高齢者比率は、平成 27 年は 36.3%、令和 2 年は 39.8%、溝口地域では平成 27 年は 40.7%、令和 2 年は 45.8%と高齢者が 4 割以上を占め、増加しています。特に、溝口地域の高齢者比率は町全体よりも高く、令和 2 年には前回調査時よりも 5.1%上昇しており、ますます高齢化が進行しています。

一方、若年者比率は、昭和 50 年までは 20%台で推移していましたが、昭和 60 年から平成 17 年までは 13～14%台となっています。その後も減少し、平成 27 年は 10.6%、令和 2 年は 9.4%となっています。溝口地域では、昭和 60 年は 14.9%、平成 2 年から平成 17 年には 12～13%台、その後も減少し、平成 27 年は 9.9%、令和 2 年は 8.1%と町全体よりも少子化が進行しています。このように、少子高齢化の傾向が続いており、地域の後継者不足は将来的に地域社会の維持を困難にし、地域の持続的発展に支障をきたすことが懸念されます。

表 1—1 (1) 人口の推移(国勢調査) —過疎地域とみなされる区域(溝口地域)—

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人		人	%	人	%	人	%
	8,193		7,291	-11.0	6,559	-10.0	6,002	-8.5
0 歳～14 歳	2,612		1,983	-24.1	1,385	-30.2	1,030	-25.6
15 歳～64 歳	4,875		4,572	-6.2	4,400	-3.8	4,122	-6.3
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,664		1,424	-14.4	1,346	-5.5	1,163	-13.6
65 歳以上 (b)	706		736	4.2	774	5.2	850	9.8
(a)/総数 若年者比率	%		%		%		%	
	20.3		19.5	—	20.5	—	19.4	—
(b)/総数 高齢者比率	%		%		%		%	
	8.6		10.1	—	11.8	—	14.2	—
区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	6,006	0.1	5,899	-1.8	5,814	-1.4	5,609	-3.5
0 歳～14 歳	982	-4.7	1,029	4.8	1,020	-0.9	860	-15.7
15 歳～64 歳	4,112	-0.2	3,885	-5.5	3,588	-7.6	3,275	-8.7
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,084	-6.8	878	-19.0	711	-19.0	709	-0.3
65 歳以上 (b)	912	7.3	985	8.0	1,206	22.4	1,474	22.2
(a)/総数 若年者比率	%		%		%		%	
	18.0	—	14.9	—	12.2	—	12.6	—
(b)/総数 高齢者比率	%		%		%		%	
	15.2	—	16.7	—	20.7	—	26.3	—
区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	5,392	-3.9	5,119	-5.1	4,653	-9.1	4,163	-10.5
0 歳～14 歳	704	-18.1	547	-22.3	452	-17.4	388	-14.2
15 歳～64 歳	2,987	-8.8	2,770	-7.3	2,462	-11.1	2,082	-15.4
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	710	0.1	695	-2.1	540	-22.3	413	-23.5
65 歳以上 (b)	1,698	15.2	1,802	6.1	1,739	-3.5	1,693	-2.6
(a)/総数 若年者比率	%		%		%		%	
	13.2	—	13.6	—	11.6	—	9.9	—
(b)/総数 高齢者比率	%		%		%		%	
	31.5	—	35.2	—	37.4	—	40.7	—
区 分	令和 2 年							
	実数	増減率						
総 数	人	%						
	3,728	-10.4						
0 歳～14 歳	340	-12.4						
15 歳～64 歳	1,681	-19.3						
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	303	-26.6						
65 歳以上 (b)	1,707	0.8						
(a)/総数 若年者比率	%							
	8.1	—						
(b)/総数 高齢者比率	%							
	45.8	—						

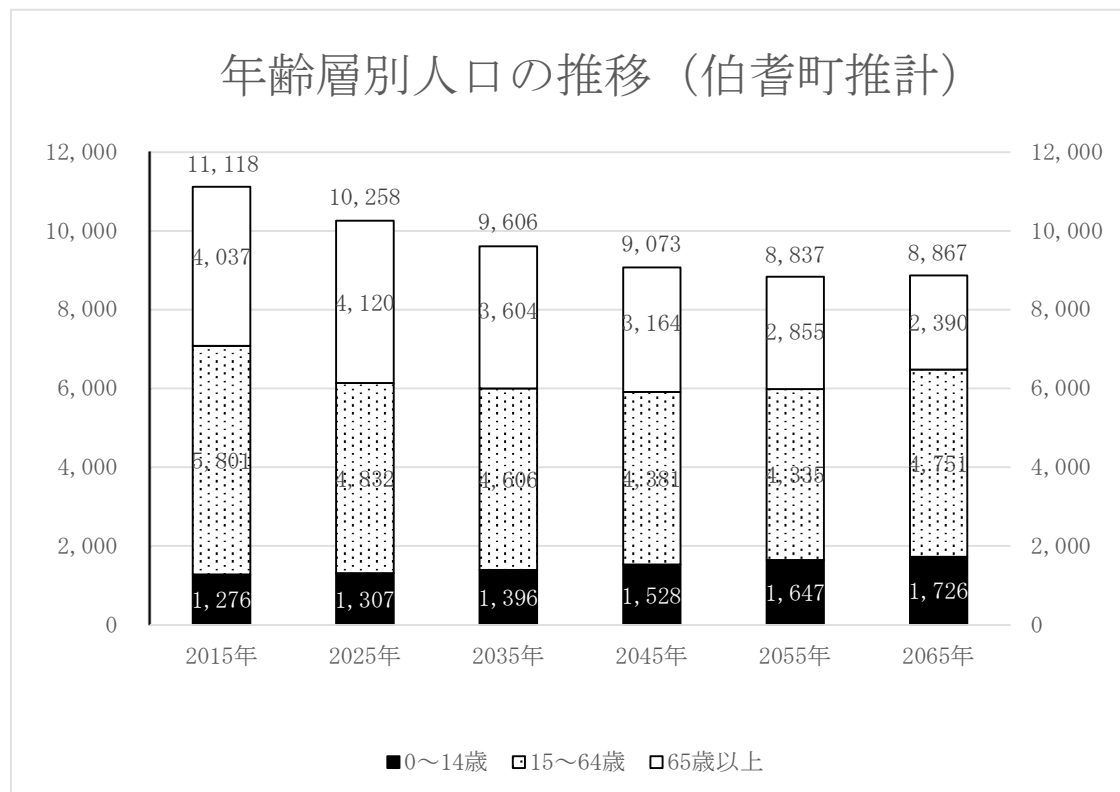
表 1—1 (1) 人口の推移(国勢調査) 一過疎指定地域(溝口地域)を含む町全体—

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人		人	%	人	%	人	%
	14,321		12,856	-10.2	11,803	-8.2	11,487	-2.7
0 歳～14 歳	4,408		3,290	-25.4	2,419	-26.5	2,051	-15.2
15 歳～64 歳	8,709		8,310	-4.6	8,010	-3.6	7,875	-1.7
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,935		2,661	-9.3	2,538	-4.6	2,348	-7.5
65 歳以上 (b)	1,204		1,256	4.3	1,374	9.4	1,561	13.6
(a)/総数	%		%		%		%	
若年者比率	20.5		20.7	—	21.5	—	20.4	—
(b)/総数	%		%		%		%	
高齢者比率	8.4		9.8	—	11.6	—	13.6	—
区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	12,071	5.1	12,346	2.3	12,630	2.3	12,709	0.6
0 歳～14 歳	2,907	41.7	2,441	-16.0	2,395	-1.9	2,140	-10.6
15 歳～64 歳	8,074	2.5	7,964	-1.4	7,862	-1.3	7,637	-2.9
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,088	-11.1	1,809	-13.4	1,701	-6.0	1,769	4.0
65 歳以上 (b)	1,720	10.2	1,941	12.8	2,373	22.3	2,932	23.6
(a)/総数	%		%		%		%	
若年者比率	17.3	—	14.7	—	13.5	—	13.9	—
(b)/総数	%		%		%		%	
高齢者比率	14.2	—	15.7	—	18.8	—	23.1	—
区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	12,644	-0.5	12,343	-2.4	11,621	-5.8	11,118	-4.3
0 歳～14 歳	1,842	-13.9	1,484	-19.4	1,332	-10.2	1,277	-4.1
15 歳～64 歳	7,499	-1.8	7,197	-4.0	6,525	-9.3	5,803	-11.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,880	6.3	1,739	-7.5	1,401	-19.4	1,176	-16.1
65 歳以上 (b)	3,300	12.6	3,662	11.0	3,764	2.8	4,038	7.3
(a)/総数	%		%		%		%	
若年者比率	14.9	—	14.1	—	12.1	—	10.6	—
(b)/総数	%		%		%		%	
高齢者比率	26.1	—	29.7	—	32.4	—	36.3	—
区 分	令和 2 年							
	実数	増減率						
総 数	人	%						
	10,696	-3.8						
0 歳～14 歳	1,285	0.6						
15 歳～64 歳	5,159	-11.1						
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,003	-14.7						
65 歳以上 (b)	4,252	5.3						
(a)/総数	%							
若年者比率	9.4	—						
(b)/総数	%							
高齢者比率	39.8	—						

表 1－1（2）人口の見通し ―過疎指定地域（溝口地域）を含む町全体―

人口の推移は下表のとおりですが、本表は「第3次伯耆町総合計画 人口ビジョン」において、本町の人口の現状を踏まえ、合計特殊出生率の上昇と社会増減の改善条件を加えて、将来の人口を推計し作成したものです。

出生率上昇、社会移動について増減が0になる程度まで改善することができれば約1,000人の人口減少の抑制が見込むことができ、2065年時点で約8,900人の人口を維持することができます。



※2015年は国勢調査の確定値。

イ 産業の推移と動向

本町の令和 2 年の 15 歳以上就業人口は岸本地域 3,533 人、溝口地域 1,936 人で、合計 5,469 人です。産業別の就業人口比率は、町全体では第一次産業 16.1 %、第二次産業 19.4%、第三次産業 64.5%と第三次産業が全体の半数以上を占めています。溝口地域では、全町と同じく第三次産業が最も高い割合となっていますが、第一次産業 21.6%、第二次産業 18.3%、第三次産業 60.1%と第一次産業の割合が町全体に比べて 5.5%高くなっています。

産業構造の変化を見ると、溝口地域では昭和 40 年までは基幹産業としての農林業を中心とした第一次産業主体の産業構造でしたが、昭和 40 年代以降の製造業を主とする企業誘致や豊富な観光資源を活かした産業の導入、老人福祉施設などの医療・福祉産業等によって、第二次、第三次産業への転換が進んでいます。

表 1—1 (3) 産業別人口の動向(国勢調査)—過疎地域とみなされる区域(溝口地域)—

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,401		人 3,899	% -11.4	人 3,955	% 1.4	人 3,629	% -8.2
第一次産業 就業人口比率	% 72.8		% 63.6	—	% 58.0	—	% 45.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 7.0		% 10.8	—	% 12.9	—	% 19.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 20.3		% 25.6	—	% 29.0	—	% 33.8	—
区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,729	% 2.8	人 3,597	% -3.5	人 3,512	% -2.4	人 3,300	% -6.0
第一次産業 就業人口比率	% 34.7	—	% 34.1	—	% 31.8	—	% 26.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 24.6	—	% 25.5	—	% 26.8	—	% 27.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 40.5	—	% 40.4	—	% 41.1	—	% 45.5	—
区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,960	% -10.3	人 2,734	% -7.6	人 2,373	% -13.2	人 2,208	% -7.0
第一次産業 就業人口比率	% 24.0	—	% 23.6	—	% 21.3	—	% 21.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 29.9	—	% 23.8	—	% 19.3	—	% 19.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 46.1	—	% 52.6	—	% 59.4	—	% 59.1	—
区分	令和 2 年							
	実数	増減率						
総数	人 1,936	% -12.3						
第一次産業 就業人口比率	% 21.6	—						
第二次産業 就業人口比率	% 18.3	—						
第三次産業 就業人口比率	% 60.1	—						

表 1－1 （3）産業別人口の動向（国勢調査）

—過疎指定地域（溝口地域）を含む町全体—

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,741		人 7,184	% -0.1	人 7,347	% 2.3	人 6,961	% -5.3
第一次産業 就業人口比率	% 73.3		% 64.0	—	% 55.2	—	% 41.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 7.8		% 11.3	—	% 15.0	—	% 21.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 19.8		% 24.7	—	% 29.8	—	% 35.4	—
区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 7,314	% 5.1	人 7,205	% -1.5	人 7,282	% 1.1	人 7,255	% -0.4
第一次産業 就業人口比率	% 32.3	—	% 30.8	—	% 26.9	—	% 22.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 25.7	—	% 25.5	—	% 26.5	—	% 26.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 41.8	—	% 43.7	—	% 46.5	—	% 50.6	—
区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,974	% -3.9	人 6,649	% -4.7	人 5,970	% -10.2	人 5,825	% -2.4
第一次産業 就業人口比率	% 18.4	—	% 18.1	—	% 17.3	—	% 16.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.3	—	% 23.3	—	% 20.2	—	% 20.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 53.1	—	% 58.6	—	% 62.5	—	% 63.2	—
区分	令和 2 年							
	実数	増減率						
総数	人 5,469	% -6.1						
第一次産業 就業人口比率	% 16.1	—						
第二次産業 就業人口比率	% 19.4	—						
第三次産業 就業人口比率	% 64.5	—						

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町は、平成 17 年 1 月に岸本町と溝口町が合併して誕生しました。

令和 3 年 4 月現在の行政機構は、伯耆町役場（本庁舎）に総務課（総務室）、住民課（税務室・地籍調査室）、企画課（経営企画室・町づくり推進室）、産業課（農林室・商工観光室）、福祉課（福祉事務所・福祉支援室）、健康対策課（健康増進室、生活相談室）、地域整備課（環境整備室・上下水道室）、会計課（出納室）、議会事務局、農業委員会事務局が置かれ、溝口分庁舎に、分庁総合窓口課、教育委員会事務局（総務学事室・生涯学習室・人権政策室）が置かれています。その他に保育所、公民館等の出先機関があります。

行政事務のうち、次のものは広域行政として共同処理を行っています。

名 称	共同処理事務
鳥取県西部広域行政管理組合	広域市町村圏計画、不燃物処理、広域福祉センター、消防、病院群輪番制病院、火葬場、介護保険（要介護・要支援認定に係る審査・判定）、障害者総合支援（障害支援区分及び支給要否に係る審査・判定）、し尿処理、可燃物処理、県からの移譲事務（①火薬類の消費等に係る許可 ②液化石油ガス設備工事等の受理）
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	ごみ処理
南部箕蚊屋広域連合	介護保険事務（要介護・要支援認定に係る審査・判定に関するものを除く）、県からの移譲事務（指定居宅介護サービス事業者・指定介護予防サービス事業者の指定等）
日野病院組合	病院、診療所、居宅介護支援事務所
鳥取県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度（被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業）

イ 財政の状況

溝口地域における財政規模は、平成 12 年度と平成 15 年度を比較すると歳入において 14.5%、歳出において 14.8%の減少となっています。

町全体の特徴としては、歳入では町税等の自主財源の割合が 25.9%と低く、依存財源が大部分を占めており、中でも地方交付税は 43.2%と非常に高い割合となっています。

また歳出では、公債費を含む義務的経費の占める割合が 39.3%と高いほか、経常収支比率 90.6%、実質公債費比率 8.3%となっています。また、財政力指数は 0.30 と、県内団体平均を下回っており、厳しい財政状況が続いています。

合併以降、健全な財政運営と持続可能な財政基盤の確立に向け、繰り上げ償還や全事務事業の見直しを始めとする、行政改革等の取り組みを行っており、その結果、財政状況は少しずつ健全化に向かっています。しかしながら、依然として公債費負担は高い水準にあり、今後も社会保障費などの義務的経費の増加や新たな財政需要への対応など財政課題は山積みしており、引き続き「財政運営の健全化」に取り組む必要があります。

※各数値は令和元年度普通会計決算数値

表 1—2 (1) 市町村財政の状況 —過疎地域とみなされる区域（溝口地域）—

(単位：千円, %)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳入総額 A	5,739,514	4,906,894
一般財源	3,042,817	2,431,605
国庫支出金	361,056	150,777
都道府県支出金	733,469	564,145
地方債	962,900	1,097,400
うち過疎債	105,100	425,800
その他	639,272	662,967
歳出総額 B	5,639,801	4,802,999
義務的経費	1,598,253	1,566,693
投資的経費	2,314,539	1,421,815
うち普通建設事業	949,489	1,396,474
その他	1,727,009	1,814,491
過疎対策事業費	171,700	534,004
歳入歳出差引額 C (A－B)	99,713	103,895
翌年度に繰越すべき財源 D	57,845	16,177
実質収支 C－D	41,868	87,718
財政力指数	0.289	0.293
公債費負担比率	22.8	26.6
実質公債費比率	—	—
起債制限比率	11.9	10.7
経常収支比率	78.6	83.3
将来負担比率	—	—
地方債現在高	5,329,277	6,920,736

表 1—2 (1) 市町村財政の状況 —過疎指定地域（溝口地域）を含む町全体—

(単位：千円, %)

区 分	平成 22 年度	平成 25 年度	令和元年度
歳入総額 A	8,473,037	8,538,193	7,596,095
一般財源	5,037,067	5,970,177	4,962,201
国庫支出金	683,880	790,763	580,710
都道府県支出金	578,309	496,178	582,990
地方債	823,100	1,011,600	847,600
うち過疎債	4,500	381,900	311,500
その他	638,005	575,023	536,100
歳出総額 B	7,949,323	8,184,084	7,308,826
義務的経費	2,918,561	3,060,433	2,868,898
投資的経費	1,183,745	1,710,827	1,042,519
うち普通建設事業	1,179,616	1,627,084	1,014,139
その他	3,847,017	3,412,824	3,397,409
過疎対策事業費	12,507	399,483	454,963
歳入歳出差引額 C (A－B)	523,714	354,109	287,269
翌年度に繰越すべき財源 D	145,027	102,214	35,558
実質収支 C－D	378,687	251,895	251,711
財政力指数	0.350	0.326	0.30
公債費負担比率	19.8	20.4	17.9
実質公債費比率	15.8	11.9	8.3
起債制限比率	11.0	8.0	—
経常収支比率	84.4	86.9	90.6
将来負担比率	60.2	21.5	—
地方債現在高	8,611,999	7,523,250	6,121,192

ウ 公共施設の整備状況

溝口地域では、これまで福祉施設の整備、農業や観光を中心にした産業の振興、道路網などの生活基盤の整備を中心として過疎地域の活性化に取り組んできました。

また、町全体においても特に、下水施設整備については、平成 12 年から平成 20 年度にかけて積極的に取り組み、平成 20 年度末の水洗化率は 80.4%、令和元年度末では 86.4%となっています。また、令和元年度末における町道の舗装率は 91.7%、水道普及率は 94.9%と、地域生活の基盤となる公共施設の整備は着実に進展しています。

表 1—2（2）主要公共施設の整備状況 —過疎地域とみなされる区域（溝口地域）—

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末
市町 改良率 (%)	15.0	33.4
村道 舗装率 (%)	4.4	55.3
耕地 1 h a 当たり農道延長 (m)	—	46.1
林野 1 h a 当たり林道延長 (m)	—	6.5
水道普及率 (%)	61.4	68.5
水洗化率 (%)	0.0	0.0

表 1—2（2）主要公共施設の整備状況 —過疎指定地域（溝口地域）を含む町全体—

区 分	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末	平成 25 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率 (%)	52.8	60.6	61.5	62.9	66.8
舗装率 (%)	86.8	89.7	89.9	90.3	91.7
農道 延長 (m)	—	—	—	—	26,001
耕地 1 h a 当たり農道延長 (m)	67.1	74.4	64.7	75.1	—
林道 延長 (m)	—	—	—	—	11,476
林野 1 h a 当たり林道延長 (m)	9.0	8.6	5.3	2.5	—
水道普及率 (%)	90.4	95.1	95.8	93.4	94.9
水洗化率 (%)	6.9	27.1	80.4	83.5	86.4

（４）地域の持続的発展の基本方針

溝口地域では、これまで過疎地域の活性化に向けて取り組んできましたが、現状においては地形的な制約や産業基盤の脆弱さ、また少子高齢化のさらなる進行による地域の担い手不足などが障壁となり、過疎地域の持続的発展が危ぶまれています。また、全国的な少子高齢化の進展や人口減少社会への移行、行政における厳しい財政状況等を踏まえて、今後の過疎地域の持続的発展のためには都市との交流・連携や地域住民の参画を一層促進していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市への過度な集中によるリスクが露呈し、人々の意識、価値観や暮らし方、働き方に変化が生じる中、過疎地域では、地域住民が誇りと愛着を持って生活できる活力に満ちた持続可能な地域社会の実現を目指した取り組みが求められています。

本町では、自然と人が調和しながら暮らす安らぎと訪れる楽しさが実感できる地域を目指してまちづくりを進めていくこととしています。溝口地域では、交通体系や通信体系の充実等により少子高齢社会に対応した生活環境の整備を図り、農村地域のゆとりや安らぎと都市的利便性の両者を享受できるような地域づくりを推進することで、持続可能な地域社会の形成を目指します。また、自然環境や農村景観、伝統文化などの地域の特性を新たな視点で見直し、既存施設等の再整備や情報拠点・交流拠点の連携強化等に取り組み、都市との交流・連携を通じた地域の活性化や産業の活性化を促進して、交流型産業の開発や地域のブランド化による雇用創出や若者定住を推進し、地域活力を更に向上していきます。

さらに、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けたSDG s（持続可能な開発目標）の理念は、過疎対策の基本理念と重なり、人口減少や地域経済などの地域課題への挑戦は、SDG sの達成にもつながるものです。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、次のとおり基本目標を設定します。

町全体の人口については、人口ビジョンの町独自推計（６ページ）に基づき、令和７年（2025年）に10,258人、社会増減については令和３～７年度の平均値０人、合計特殊出生率については、1.95を目指します。

また、溝口地域については町全体に比べて人口減少率が高くなっていることを踏まえ、令和７年までの５年間で人口減少率10%を目指し、過疎地域における人口減少に歯止めをかけ、過疎地域の持続的発展のため各分野別の施策に取り組めます。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、基本方針に基づいて毎年度、取り組み状況を調査し、内容を検証します。調査した結果は、町のホームページなどで公表します。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画の適正管理に関する基本的な考え方は次のとおりです。

住民に、今後も安心して快適な生活環境や住民サービスを継続していくためには、現状や課題を踏まえたうえで、社会情勢の変化や住民ニーズの変化を中長期的に捉え、健康的で快適なまちづくりに必要なものは何かといったトータルで対応策を考えることが必要です。

そこで、本町では「(1)施設の集約化」「(2)既存施設の有効活用」「(3)点検及び予防的修繕の実施」「(4)施設の譲渡、廃止等」「(5)長期的費用の縮減と平準化」「(6)民間活力の活用」「(7)ユニバーサルデザインの推進」「(8)広域連携」「(9)未利用資産の利活用等」の9つの基本的方針に基づき、公共施設の適正配置、維持管理経費の削減、長寿命化や空き施設の有効活用など公共施設の総合的な管理運営に取り組み、住民サービスの維持・向上に努めます。

また、公共施設等総合管理計画推進のため、次のとおり計画の管理を行うとともに伯耆町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画との整合性を図ります。

1 管理体制

本計画の推進のため、副町長、課長級管理職で構成する「伯耆町公共施設管理会議」を設置し、計画の進行状況の点検・評価及び見直しを行います。

また、固定資産台帳と伴に、施設の点検整備・修繕等に関するデータ等についても的確に管理することで、公共施設の状態を常に把握できるようにします。

2 職員の意識向上等

公共施設のマネジメントを確実に行うため、職員を対象にした本計画に基づく施設管理方法や固定資産台帳の管理等に関する研修会等を開催し、職員意識の向上に努めます。

3 計画の進行管理と見直し

個別施設ごとに「長寿命化計画（仮称）」（以下「個別計画」という。）を策定します。

施設等管理のアクションプランとなる個別計画を、適正に進行管理していくことで、PDCAサイクルを活用した本計画の評価、見直し、フォローアップや定期的なローリングに繋がっていきます。

具体的には、概ね5年毎にその成果を評価、見直しすることとします。

4 情報の共有と公表

計画及び計画に基づく公共施設の管理運営状況や適正配置の検討などの情報は、組織全体での共有化を図るとともに、町ホームページ・広報などで住民に公表し、町全体での情報共有に努めます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本町では、お試し住宅による移住体験や住宅分譲地のあっせん等による直接的な取り組みのほか、企業誘致による雇用の確保、保育所・学校施設の整備など子育て環境の充実、道路など生活基盤整備により住環境の向上を図り定住促進に取り組んでいます。

この結果、全町的には転入者の増加へとつながっている地域もありますが、地理的な要件もあり、過疎地域（溝口地域）では人口の減少が進み、集落の機能維持など、人口減少の影響が顕在化しつつあり、集落、地域の機能維持や活性化等に向け、IJU ターン者の増加や関係人口の拡大など、人口減少対策に取り組む必要があります。

イ 地域間交流

町内にある豊かな自然の恵みを受けた水、農作物、山野草などの地域資源を活用し、旧分校を活用してどぶろく醸造とそれを提供するレストランや旧保育所を交流センター、農家レストランとして活用するなど地域住民や観光客に利用されています。

このほか、都市農村交流として県内大学学生と中山間地域との交流や小中学生による沖縄県読谷村との交流など地域活性化へ結びつけるよう取り組んできました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域間交流の活動は停滞しているため、効果検証等も踏まえ、新たな生活様式の中での交流活動についての検討が必要になっています。

ウ 人材育成

少子高齢化の著しい溝口地域においては、地域コミュニティの維持・活性化のために地域リーダーの育成、住民参画の仕組みづくりなどが重要になります。しかし、人口減少の影響もあるため、少人数での集落運営を模索しながら地域コミュニティの維持・活性化を図るための人材育成が重要となっています。

また、過疎地域内の二部地区・日光地区では、住民相互の交流促進や地域の活性化を目的に地区協議会が活動を行っており、町職員や集落支援員を配置し、地域の人材育成を含めた活動をサポートしています。

(2) その対策

ア 移住・定住

人口の社会増を目指し移住・定住を推進するため、公共施設等の社会基盤の維持等を継続的に行い、定住環境の維持に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方での暮らしに対する関心が高ま

りつつあることも踏まえ、お試し住宅の活用や住宅分譲地のあっせんなど移住・定住の促進を図ります。

さらに、県西部の市町村と連携して圏域の自然環境の魅力を中心とした暮らしやすさをアピールした情報発信を行い、IJU ターン者の増加や関係人口の拡大を目指します。

イ 地域間交流

住民が主体となった交流活動を促進し、地域コミュニティの活性化等に向けた地域間交流を促進し、関係人口の拡大を図ります。

また、新しい生活様式を踏まえた取り組みの検討を行います。

ウ 人材育成

過疎地域のまちづくりの基盤となる集落、地区協議会をはじめとする各種団体を牽引する人材の確保に向け、まちづくりに意欲をもつ人材の育成や担い手確保、地域リーダーの育成など人材育成のための活動に対して地域活動補助金を活用し、地域の人材育成を支援します。

また、人材育成につながる集落支援員の活動支援を今後も引き続き支援します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業	地域活動補助事業 内 容： 住民の自主性・主体性に基づいて行 う地域の活性化のための活動に対し て補助金を交付する。 必要性： 住民参画による協働のまちづくりを 実現するため、地域を活性化するた めの活動やまちづくりに意欲をもつ 人材の育成への支援が必要である。 効 果： 住民活動のパワーアップを図るとと もに、地域コミュニティを活性化 し、個性を活かしたまちづくりの推 進を図ることができる。	町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

本町では恵まれた自然環境の中で農業や畜産が盛んに行われ、溝口地域では水稻・白ねぎ・ブロッコリー・花壇苗・和牛など多彩な農畜産物が生産されており、農業基盤整備もほぼ完了し、一定の営農体系が整っています。しかし、農家の大部分は第二種兼業

農家であるため農家 1 戸あたりの経営耕地面積は極めて小さく、少子高齢化による担い手不足から山間部の多面的機能を有する農地の荒廃や鳥獣等による被害が大きな問題となっており、農地保全の体制整備や農地の流動化、担い手の経営支援が必要です。集落や地域単位の農業者が話し合いに基づき、地域農業のあり方や中心経営体などを明確化する「人・農地プラン」を推進していますが、担い手不足により、将来的な地域農業のあり方を見出せない集落もあり、今後の課題となっています。

肉用牛（和牛）の繁殖・肥育を中心とする畜産では、小規模飼育農家の廃業等により農家数は減少傾向ですが、専業で飼養頭数を増頭し、規模拡大する農家もあります。特に、町内の和牛については、近年、和子牛せり市でも比較的高値で取引されていることから、引き続き伯耆町和牛のブランド化を図る必要があります。

特産品販売や消費者との交流の拠点施設として、溝口インターチェンジ近くに整備した「ふれあい交流ターミナル大山望」を活用した 6 次産業の体制が整いつつあります。今後も、引き続き町内の観光施設等との連携も含めて、農業と観光・リゾート産業との連携強化に取り組んでいくことが必要です。その一環として、近年では主要幹線道路、鉄道等に沿った地域や、公共施設の周辺地域にある農地に、地力の維持、増進及び観光資源の確保を図ることを目的として、町花である「菜の花」をはじめ、「レンゲ」「ヒマワリ」の作付を促し、景観形成を促進しています。

イ 林 業

本町の南部は中国山地の連山に囲まれた山間地で豊かな山林を有しています。特に溝口地域は面積の約 8 割を山林が占め、しいたけ等の特産林産物は特産品にもなっています。

溝口地域では林業における後継者不足や担い手の高齢化、また作業道の未整備による作業効率の低下などから山林の荒廃が進みつつあります。木材価格の低迷や外材輸入の影響により林業をとりまく環境は厳しい状態にありますが、水源かん養、環境保全など、山林のもつ多面的機能の重要性とその公益性から、森林経営管理制度等を活用し、森林整備を促進していく必要があります。

ウ 工 業

本町では、企業分譲地や工業団地に進出した誘致企業等によって地域雇用の場が確保されています。

溝口地域では、昭和 40 年代から企業誘致に取り組んできており、昭和 41 年に安泰ニット米子工場（現安泰アパレル）、昭和 48 年に内田スプリング製作所大山工場、平成 3 年に大山アークカントリークラブ、平成 13 年にコカ・コーラウエストジャパン（現コカ・コーラ ボトラーズジャパン）など製造業を中心とした企業誘致が行われ、現在も操業されています。しかし、近年は溝口地域に空き工業団地もないことから企業誘致が

実現していません。

企業からの問い合わせ状況については、近年は新型コロナウイルス感染症拡大による影響もあり、地方への進出検討の相談が増えてきています。しかし、空き工場等を求めた短期間での進出計画が多く、実現しにくい状況となっています。

そのほか、誘致企業に地域の雇用を支えてもらっている一方で、若者の地域離れや労働者の高齢化等による労働力不足が生じるなどの課題もあり、今後とも継続的に、既存企業の活動維持に向けた支援を行っていく必要があります。

エ 商 業

本町では、米子市への近接性や交通アクセスの向上から、米子市及びその周辺に立地する大型店（ショッピングセンター等）への購買力が流出していましたが、平成 22 年、大殿地区の複合商業施設「フレスポ伯耆」の進出を契機に、近隣に新規店舗の出店があり、買い物の拠点としての役割を果たしています。一方、溝口地域では、伯耆溝口駅周辺に従来からの小型商店により形成された商店街がありますが、大型商業施設の進出や商店の後継者不足などが原因となり、商店数が減少しています。今後は、町内消費だけではなく、地域産品等の販路拡大が求められており、商店街の魅力向上や観光施設等との連携による消費拡大に向けて、商工会等の商業者と連携しながら取り組みを行っていくことが必要となっています。

オ 観 光

本町は、中国地方の最高峰大山をはじめ県立フラワーパーク「とっとり花回廊」などの観光資源を多数有しており、溝口インターチェンジや大山高原スマートインターチェンジ、大山ガーデンプレイスが、大山観光の玄関口・拠点として広域的な機能を果たしています。

溝口地域には、観光施設として桧水高原スキー場、桧水フィールドステーション、地域に伝わる鬼伝説を背景とした鬼の像、地域の農産品や特産品を販売する「ふれあい交流ターミナル大山望」、数多くの別荘群があります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、アウトドアアクティビティー（野外活動）における体験型メニューや自然豊かな地域での観光、余暇休養を求めるニーズが高まっていることを踏まえて、岸本地域のリゾート施設はもとより、周辺の観光施設との広域連携を強化することが必要となっています。また、桧水高原スキー場内のリフトについては老朽化が目立ち、施設の適切な維持管理・長寿命化等が必要となっており、既存施設の整備・活用により集客力の維持・向上を図ることが求められます。

（２）その対策

ア 農 業

本町の農業振興を図るためには、新たな農業の担い手の確保や持続的な農業経営を行う担い手の育成が必要です。そのためには、集落や地域単位の農業者が話し合いに基づき、地域農業のあり方や担い手などを明確化する「人・農地プランの実質化」に取り組み、「農地中間管理事業」などを活用した個別経営体や集落営農組織などの担い手への農地の集積を図ります。さらに大型機械導入によるコストの削減と経営改善、認定農業者や新規就農者の経営計画作成や基盤整備の支援、新規導入作物の営農指導など鳥取県・農業団体・伯耆町が一体となった農業振興を推進します。

多面的機能を有する中山間地域の農地保全の活動支援や農業用施設の適正な管理、有害鳥獣対策を行い、豊かな自然環境に配慮した農村の振興を推進します。

畜産振興については、伯耆町和牛のブランド化を図るため、優秀な雌牛群の形成による繁殖経営の支援に加え、優秀な本町産の子牛肥育経営も支援し、地域内での一貫経営を推進します。さらに、公共放牧場の草地改良による利用拡大により、経営コストの削減・規模拡大を図り持続可能な経営体の育成を図ります。

「ふれあい交流ターミナル大山望」の適正な管理運営及び機能向上により6次産業を拡充するとともに、引き続き町内の観光施設等との連携、景観作物による景観形成の促進も含めて、農業と観光・リゾート産業との連携強化に取り組みます。

イ 林 業

森林は木材や林産物の生産だけでなく、災害の防止、水源かん養、地球温暖化の防止など多くの機能を有しています。この多面的機能を維持保全するためにも、集落で行う森林整備活動の支援や森林組合を中心に森林経営計画による造林、間伐等を行い、山林の整備を促進し、林産物生産の基盤整備等によって継続的に林業の振興を行います。

また、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度を活用し、放置されている森林の整備を図ります。

自然環境の保全及び景観保全を進める観点から、森林に対する理解を深めるための体験事業に取り組みます。

ウ 工 業

企業訪問などにより企業の活動状況を把握し、企業の安定的な操業を支援するとともに、既存企業との協力体制の強化や短期間で進出を検討する企業への情報提供を行います。さらに、鳥取県や県西部市町村との広域的な連携により、地域のイメージアップや存在感の向上、地域経済の維持・向上につながる企業誘致を実現し、地域の雇用確保や若者定住の推進に努めます。

エ 商 業

町内の農産物、特産品等を町内で販売する地域内流通システムの展開や観光客・別荘

オーナーなどのリピート数の増加と滞在時間延長による町内消費拡大を図るとともに、行政と民間との連携を強化し、都市部への町内地域産品等の販路開拓・販路拡大の強化を図ります。

また、商工会との連携を強化し、溝口駅前共同店舗の有効活用やコロナ禍における国・県制度の有効活用を図り、地域商工業者への支援を継続していきます。

さらに、農商工連携事業や本気で頑張る産業支援事業を通じた地域商工業者の充実や育成、経営の安定、合理化を図るための取り組みを支援します。また、スーパー等の地産地消コーナーへの展開や県外へ特産品をアピールすることにより、伯耆町の魅力を積極的に発信するとともに、町内の事業者などとの官民連携や協働により地域力を向上し、地域産業を振興します。

オ 観 光

観光資源を活かし、より魅力ある観光地にするため既存施設である榊水高原周辺の再整備を図るとともに、大山周辺の観光施設や大山山麓・日野川流域観光推進協議会などとの連携を強化します。そして、自然環境や歴史・文化を活かした観光メニューの開発や地域産業との連携により店舗や飲食店、宿泊施設などの新たな産業づくりに取り組みます。

また大山周辺を中心としたエリアの観光を広域的に楽しむための交通、イベント、宿泊等の情報提供機能の強化を図るとともに、滞在型・着地型及び体験型の観光メニューを創出することにより、来訪者の滞在時間の延長や交流人口の増加を促進し、魅力ある観光地の創造や地域の活力を生み出す取り組みを推進します。

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業 の振興	(1) 基盤整備			
	農業	農業水路等長寿命化・防災減災事業 内 容： 農業水利施設の長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組を実施する。 必要性： 主要水利施設である水路や農業用ため池及び取水堰等について、未整備箇所や老朽化により維持管理が困難になっているため、改修を行う必要がある。 効 果： 未整備箇所や老朽化した水路や農業用ため池及び取水堰等の改修を行うことにより、水路等の長寿命化及び維持管理労力の軽減を図ることができる。	町	
		農山漁村地域整備交付金（畑地帯総合整備型） 富江地区 内 容： （R3年度） 実施計画（換地事業等）策定委託（町事業） （R4年度～R9年度） 県営畑地かんがい排水事業（県営事業負担金） 【事業概要】 かんがい排水施設 38.9ha 区画整理 19.3ha 必要性： 富江地区では認定農業者を中心に、畑作物の作付を行っているが、畑地の用水利用、未整備田などにより、効率的な営農が困難な状況にある。このため、畑地のかんがい排水、圃場整備を行い、農業生産性の向上を図る。 効 果： 中心経営体への農地の集積・集約を図ることが可能となり、農業生産性の向上が図られるとともに、優良農地の荒廃化防止につながる。	町・県	R3 換地計画 R4～9 畑かん・ほ場整備事業負担金年度事業費割合 国 55%、県 27.5%、町 10%、地元 7.5%

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備			
	農業	大山山ろく開拓事業（付帯施設更新） 内 容： 大山山麓国営事業により整備された施設が老朽化したため、付帯施設更新を県営事業で実施する。 必要性： 下蚊屋ダム等を活用し、大山山麓で白ネギ、ブロッコリーなどが栽培され農業振興に寄与しているが、水管理施設を代表とする電気・機械設備の多くが耐用年数を経過している。 効 果： 下蚊屋ダム等を利用した大山山麓地区での農業振興を図り、意欲のある農家が安心して営農できる体制整備が図られる。	県	県営事業負担金（地元負担は米子市、大山町、江府町、伯耆町で按分）
	(3) 経営近代化施設			
	農業	大滝放牧場農業機械購入事業 内 容： 大滝放牧場の草地を管理するための除草作業用機械及び堆肥運搬用のダンプ車両を購入する。 必要性： 大滝放牧場の草地管理は、既存の機械では草地の維持が難しい状況であるため、除草作業用機械を購入する必要がある。また、草地用の堆肥を運搬するダンプ車両を購入する必要がある。 効 果： 放牧場の草地管理を除草作業用機械で行うことに加えて、堆肥を投入することにより、放牧環境を改善するとともに、畜産農家の労力負担軽減や放牧頭数の増頭を図ることができる。	町	
2 産業の 振興	(9) 観光又はレクリエーション	桝水地区観光施設整備事業 内 容： 索道施設及びフィールドステーション等の維持修繕等の施設整備を行う。 必要性： 施設の老朽化が進んでいるため、定期的な維持修繕が必要である。 効 果： 伯耆町の観光の拠点としての施設整備を行うことで、観光振興が図られる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(9) 観光又はレクリエーション	鬼の伝承公園トイレ等改修事業 内 容： 鬼の伝承公園トイレの屋根・外壁の再塗装及び補強、手洗いの自動水栓化、トイレ便器の洋式化の改修を行う。 必要性： 新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、建築から約 25 年経過し、経年劣化による不具合箇所を解消し、施設の長寿命化を図ることが必要である。 効 果： 屋根・外壁の長寿命化、衛生設備の新型コロナ感染症対策、トイレ便器の洋式化によるバリアフリー化を図ることができる。	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	大滝放牧場改良事業 内 容： 大滝放牧場の草地改良を実施する。 必要性： 大滝放牧場の草地が整備から 20 年以上が経過し、低木・雑草により、野芝の生育が非常に悪くなっている。野芝による草地改良を計画的に行い、放牧頭数の増頭を図ることが必要である。 効 果： 放牧場の草地改良を行うことにより、放牧頭数の増加や放牧牛の健康状態の向上を図り、これにより町内畜産農家の省力化、コスト低減を図ることができる。	町	
		有害鳥獣駆除事業 内 容： イノシシ等の有害鳥獣から農作物等への被害を防ぐため、集落等が実施する有害鳥獣対策を支援する。 必要性： イノシシの個体数が急増しており、鳥獣被害が増加している。そのため、各集落等で侵入防止柵等により対策を行っているが、さらに出没するイノシシを捕獲し、個体数の減少を図ることが必要である。 効 果： 農作物被害の減少と継続的な農地保全、それによる多面的機能の維持を図ることができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業	農産物直売所活性化支援事業 内 容： 町内直売所が実施する販売促進のため の交流イベントや安全・安心な農産物 生産を支援する。 必要性： 町内直売所において、農産物の販売促 進及び農業者の安全、安心な農作物の 出荷推進を図り、地域農業及び地域活 動を活性化させることが必要である。 効 果： 町内直売所を通して、地域農業及び地 域活動の活性化を図ることができる。	町	
		景観形成作物栽培推進事業 内 容： JR 沿線、国道、県道等の道路沿いの 農地に作付する菜の花、レンゲ、ヒマ ワリの種子を無料配布し、開花率に応 じて交付金を交付する。 必要性： 農地の地力維持・増進と観光資源の確 保のため、町花である「菜の花」をは じめ、「レンゲ」や「ヒマワリ」の作 付を促し景観形成を推進する。 効 果： 緑肥による環境負担低減効果、肥料代 替効果、水稻作の抑草効果に加え、景 観美化による地域のイメージアップ、 集客効果が図られる。	町	
		三部共同作業所解体事業 内 容： 共同作業所、もみ殻保管庫の解体撤去 を実施する。 必要性： 三部共同作業所は使用頻度が少なくな ったこと及び建物にアスベストを含有 したスレートが使用されていることが 判明したことから、建物 2 棟の解体撤 去が必要である。 効 果： 建物の撤去を行うことにより、用地の 有効活用と、アスベストの飛散防止を 図ることができる。	町	
		大山山麓リゾート観光・田舎ものマッチング事業 内 容： 地域産品等の販路拡大等の取り組みを 行い、伯耆町・過疎地の魅力を発信す る。 必要性： 伯耆町の魅力を町外、県外に積極的に 発信していく官民連携の体制づくりが 必要である。 効 果： 過疎地の魅力アップのための官民の連 携と協働による地域力の向上、地域産 業の振興と地域の活性化が図られる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業	フェスティバル・ディア・マスミズ 内 容： 溝口地域の祭りであるフェスティバ ル・ディア・マスミズに補助し、花火 大会等のイベントを行う。 必要性： 桧水の地蔵尊祭を起源とし開催してい る祭りであり、桧水高原の観光を代表 するイベントとして必要である。 効 果： 桧水高原の観光をPRするとともに、 地域活性化が図られる。	町	
		おにっ子ランド施設整備事業 内 容： 老朽化した吊橋の解体・撤去を行う。 必要性： 主要部材の腐食など老朽化が進み、景 観の維持と安全性の確保が困難となっ ているため、解体・撤去が必要であ る。 効 果： 危険な遊具を撤去することにより、安 全で快適な公園利用を確保できるとと もに、景観が改善されることにより、 地域住民の憩いの場としての機能を果 たすことができる。		
		大山望指定管理事業 内 容： ふれあい交流ターミナル大山望の管 理・運営を指定管理により行う。 必要性： 施設の設置効果を最大限発揮するた め、民間事業者等のノウハウを生かし た積極的で効率的な管理運営を行う必 要がある。 効 果： 指定管理者による施設運営により、地 元農産品等の販売等が促進され、農林 畜産業の活性化が図れるとともに、地 域の交流拠点、観光拠点としての施設 運営を図ることができる。		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
溝口地域全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり。

また、産業振興の施策については、鳥取県西部地域振興協議会を構成する市町村と連携し、広域的に取り組めます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 電気通信施設等情報化のための施設

①有線テレビジョン (CATV)

本町では、溝口地域で平成9年から自治体営で有線テレビジョン (CATV) の運用を開始し、岸本地域では、平成15～16年度にCATV伝送路等の整備が行われ、米子市の(株)中海テレビ放送からサービスの提供を受けていました。町合併後にサービスの一元化が行われ、自主放送以外のサービスは全て(株)中海テレビ放送から提供を受け、自主放送であるコミュニティチャンネルの制作・放送は町全域に対し町が行っています。

コミュニティチャンネルは、身近な話題や出来事、行事等のほか、行政の施策・制度の説明や議会の模様などを制作番組と文字放送により放送し、行政情報を提供する重要な手段の一つとなっています。

一方で、スマートフォンやタブレット等が普及し、今後、Society5.0(※1)に向けた取り組みや5G(※2)等の新たな技術の普及も予測され、これらを生かした次世代の情報基盤としてコミュニティチャンネルの活用など新たな行政情報の提供ツールとしての検討も必要になっています。

②その他の情報化のための施設

Society5.0が提唱され、マイナンバーを基礎とした電子化の推進による社会全体の効率化や情報技術を活用した教育の推進などを軸とし、新たな社会づくりに向け環境が変わりつつあります。このような環境の中で、今後、行政情報システムは、行政手続きのオンライン原則に向け、AI(※3)やRPA(※4)を踏まえたシステムの改修やそれに伴って高度化するセキュリティ対策の維持や安定的な運用を行うことが求められます。

また、スマートフォンなどの情報通信機器が普及する一方で、情報格差や情報弱者が生まれ、それらに対する対策や配慮についても検討が必要になっています。

(※1) Society5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会づくりを目指し、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。

(※2) 5G(第5世代移動通信システム): 従来の移動通信システム(4G)より100倍速いブロードバンドの提供や超低遅延を実現する次世代移動通信システム。

(※3) AI: 人工知能(Artificial Intelligence)の略。

(※4) RPA: 人工知能などの認知技術を活用した、業務の効率化や自動化に向けた取り組み(Robotic Process Automation)の略。

（２）その対策

ア 電気通信施設等情報化のための施設

①有線テレビジョン（CATV）

有線テレビジョン（CATV）は、インターネットの利用や地域の暮らしや産業、福祉、交流等様々な分野において地域情報を伝達するための情報通信の基盤として生活に欠かせないものとなっていることから、提供されるサービスの安定化を図るため、継続的な維持・管理等を行います。

またコミュニティチャンネル（自主放送）の充実を図るとともに、スマートフォンなどの情報通信端末で視聴できる環境構築の検討等を行い、行政情報の伝達体制の強化を図ります。

その上で、老朽化した取材・放送設備について順次更新していくとともに、FTTH（光ファイバー）方式へ更新した伝送路設備を基盤とし、今後進められる、Society5.0などを背景とした新技術等への対応について検討を行います。

②その他の情報化のための施設

本町は、第３次伯耆町総合計画に沿って、下記のとおり地域の情報化施策を効率的に推進します。

- ・マイナンバー制度への対応や教育分野等への活用のための情報通信基盤の確立及びセキュリティ対策の実施
- ・オンラインでの行政手続きの推進・効率化
- ・災害に強い情報通信システムの構築や業務標準化への検討
- ・公衆回線や防災無線の活用等を前提とした集落放送施設の再構築への検討
- ・情報格差の是正に向け、情報弱者の情報活用能力（リテラシー）を向上するための各種講座や施策の実施

(3) 計 画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける情報 化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	有線テ レビジ ョン放 送施設	有線テレビジョンセンター長寿命化事業 内 容： 建設後 25 年経過する有線テレビジ ンセンターについて長寿命化を行 う。 必要性： ケーブルテレビの自主放送は行政情 報の提供ツールとして欠かせないも のとなっているため、安定的に放送 を実施するためにも、施設の長寿命 化への対応が必要である。 効 果： 継続的に行政情報を提供することが できる。	町	
		有線テレビ自主放送設備更新 内 容： 平成 21 年度整備の有線テレビ自主放 送設備の更新を行うもの。 必要性： 自主放送設備について、安定的に稼 働するように必要に応じて機器更新 が必要である。 効 果： 機器更新による安定的な番組送出体 制の確保することができる。		

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町道

道路網は住民生活の基盤であり、なかでも町道は住民の日常生活において最も身近に利用されています。溝口地域においては、幹線となる町道の整備は概ね完了していますが、一部区間では幅員が狭いなど整備が必要であるほか、生活道・集落内道路には未整備の路線があります。また、橋梁のうち建設後相当年数を経過したものについては、老朽化が進んでいます。

イ 農道・林道

農道及び林道は地域の産業基盤として、重要な役割を担っています。溝口地域では、ほ場内内の農道が未舗装などの地区もあり、改良・整備を図る必要があります。

林道についても作業道が未整備の箇所があり、効率的な施業を妨げているため、利便性の高い林道・作業道の整備が必要です。

また、農道橋、林道橋、トンネルについて、建設後相当年数が経過したものについて老朽化が進んでいます。

ウ 公共交通

本町における公共交通機関の一つであるバス路線は、児童・生徒や高齢者等にとって必要な交通手段です。平成 19 年度から地域密着型交通としてスクールバス、デマンドバス、外出支援サービス、研修バス事業を町営で実施することで、地域住民の公共交通手段を確保しています。デマンドバスは、JR 伯備線との接続を可能な限り考慮して運行しています。これらの事業を行っていく中で、近年、車両の老朽化による修繕も多くなってきました。今後、特に高齢化が見込まれる溝口地域においては、福祉的な需要も高まることを見越し、より実態に合った事業形態を検討する必要があります。

また、広域路線バス運行事業者に対して補助を行うことで、鳥取県西部の中心である米子市や総合病院のある日野町へのアクセスに必要な広域バス路線の維持を行っています。

(2) その対策

ア 町道

町道の整備については、生活利便性の向上や安全性の確保、円滑な地域間交流の促進のため、幅員が狭いなど整備が必要な路線から改良を行い、交通網の充実を図ります。また、老朽化が進んだ橋梁については伯耆町橋梁長寿命化修繕計画に基づいて修繕を行い、長寿命化を図ります。

イ 農道・林道

農道は、農業生産基盤として農業振興における重要な役割を担っているため、県や町単独事業により、農道舗装や拡幅の改良整備を行います。

林道についても、森林の適正な管理を行うために作業道の整備が必要であるため、国、県事業により整備を行います。

また、老朽化が進んだ農道橋、林道橋、トンネルについて、計画的に修繕を行い、長寿命化を図ります。

ウ 公共交通

児童・生徒や高齢者等の交通手段を確保し、通学手段の維持や福祉的な需要に対応するため、地域密着型のスクールバス、デマンドバス、外出支援サービス、研修バス事業の運営を引き続き実施するとともに、地域住民の需要に対応した公共交通の確保や利便性の向上に努めます。また、デマンドバスと JR 伯備線との接続については、今後も可能な限り考慮して運行します。今後、より地域の実情に合わせて、公共交通網や車両の維持・更新を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道	町道溝口中央線道路改良事業 内 容： 計画延長 L=670m W=4.0 (5.0) m 必要性： 当該道路は度重なるオーバーレイにより道路高が上がり、路面排水が民地に流れ込んでしまう。また、道路側溝自体も断面不足のため、大雨時にはオーバーフローしてしまう。 効 果： 道路縦断を改良し、水路断面不足を解消することで民地への雨水流入を防ぎ、側溝に蓋を掛けることで幅員を確保し、歩行者が安全に通行することができる。	町	
		町道根雨原大坂線道路改良事業 内 容： 計画延長 L=350m W=4.0 (5.0) m 必要性： 根雨原集落唯一の幹線道路である町道根雨原大坂線は狭小な部分があり、すれ違いにも苦慮するような箇所が多い。特に南大山農免農道までの間は狭あい区間が多い。 効 果： 狭小箇所の解消を行い、交通の利便性向上を図ることができる。	町	
		町道大倉大原線道路改良事業 内 容： 計画延長 L=160m W=4.0 (5.0) m 必要性： 根雨原集落唯一の幹線道路である町道根雨原大坂線は狭小な部分があり、すれ違いにも苦慮するような箇所が多い。特に南大山農免農道までの間は狭あい区間が多い。 効 果： 法面崩落や落石を防止し、交通の安全を確保することができる。	町	
		町道上ミ野上線改良事業 内 容： 計画延長 L=100m W=5.0 (5.5) m 必要性： 当路線は、焼杉集落及び上の名集落の唯一の生活道路であるが、道路法面の石積みに変状が見られる。 効 果： 法面对策を行い、通行の安全性向上を図る。	町	
		町道畑池線改良事業 内 容： 計画延長 L=150m W=4.0 (5.0) m 必要性： 当路線は、畑池集落の生活道路であるが、路肩が狭い。 効 果： 路肩改良を行い、交通の安全を確保する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道	町道中学校線改良事業 内 容： 計画延長 L=160m W=4.0 (5.0) m 必要性： 当路線は、貴住集落の生活道路及び溝口中学校への接続道路であるが、路肩が狭い。 効 果： 歩道改良を行い、通学生徒の安全を確保する。	町	
		橋梁修繕事業 内 容： 橋梁修繕 一式 必要性： 橋梁長寿命化計画により策定した橋梁修繕計画により、老朽化及び劣化の激しい橋梁を損傷度の高い順に修繕を行う。 効 果： 計画的に修繕を行うことにより、橋梁の長寿命化及び修繕費の削減を図ることができる。	町	
		道路情報ライブカメラ設置事業 内 容： ライブカメラ設置 1箇所 必要性： 除雪等を行う場合に道路状況を確認する必要があるが、職員等で現地確認を行ってから作業準備を行うと対応に時間が必要となるため。 効 果： 道路状況を遠隔地から確認することにより、作業の要・不要の判断や作業内容の確認等に要する時間の短縮を図ることができる。	町	
		道路老朽化対策事業 内 容： 老朽化し、ポットホールやクラックが発生している道路の改修（舗装修繕等）を行う。 必要性： 建設当時から長い年月が経ち、道路に破損が目立ってきており、安全性確保のため、頻繁に改修を行う必要に迫られている。 効 果： 道路破損を原因とした事故等の未然防止等、道路の安全性向上が図られる。	町	
		溝口駅前整備事業 内 容： JR 伯耆溝口駅前の町道及び周辺の改修（舗装修繕等）並びに街灯改修（修繕及びLED化）を実施する。 必要性： JR 伯耆溝口駅前整備後 16 年が経過し、経年劣化等による破損等がみられる。安全性確保のため、改修を行う必要がある。 効 果： 街灯及び道路等の改修により夜間の視認確保や道路破損を原因とした事故等の未然防止等、安全性向上が図られる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(3) 林道	鎌倉山林道改良事業 内 容： L=30.0m、W=5.0m 降雨により崩落した路側施設の改築を、法面の修繕及び今後想定される法面崩落の防止を目的として、かご枠工による土留めを行う。 必要性： 当該林道の利用区域には、保安林等の豊富な森林資源が存在しており、森林整備・管理を進めるための林内路網として必要な林道である。林道の崩落を防止するため改良を行う。 効 果： 林道の崩落による事故を防ぎ、利用区域にある森林の適正な森林整備・管理、木材搬出等を進めることができる。	町	
	(6) 自動車等	車両購入事業（福祉車両） 内 容： 外出支援サービスで使用する福祉車両を導入する。 必要性： 現在、外出支援サービスにおいては、町所有車両3台で運行しているが、このうち、2台が更新時期を迎えている。 ・平成15年登録車両 ・平成25年登録車両 効 果： 安全に利用者を運搬することができる。	町	
	(6) 自動車等	車両購入事業（バス） 内 容： スクール、研修で使用するバスを導入する。 必要性： 現在、伯耆町バス事業において、町所有車両11台で運行している。このうち、登録年度の古いバスの故障、修繕等が増加している。 効 果： 安全に利用者を運搬することができる。	町	
	(8) 道路整備機械等	道路除雪作業機械購入事業 内 容： 除雪機械を購入し除雪作業の円滑化を図る。 必要性： 現在の除雪機械の保有台数では、大雪の際に作業が遅れることがあり、また、既存の除雪トラックは経年劣化のため不具合が生じて除雪作業に支障をきたしており、除雪機械の増台と更新が必要である。 効 果： 保有機械の増台と、既存機械の更新により除雪体制を強化し、計画的に除雪作業を行うことができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	バス事業（広域路線バス・デマンドバス運行委託） 内 容： 過疎地域の交通対策として、広域路線バス運行への補助を行う。また、デマンドバス運行については、民間事業者 に委託し、地域交通の維持を図る。 必要性： 利用者が減少し、バス路線が廃止になったため、自家用車を持たない児童・生徒や高齢者の交通手段を確保することが必要である。 効 果： 地域住民の公共交通手段を確保することができる。	町	
	(10)その他	バス車庫長寿命化改修事業 内 容： スクールバス、除雪車等を収容しているバス車庫の外壁、屋根等の改修を実施する。 必要性： 築30年以上経過し、老朽化が著しく進んでいるため。 効 果： 建物の改修等による施設の長寿命化が図られ、車両の劣化防止につながる。		

6 生活環境の整備

（１）現況と問題点

ア 水 道

本町では上水道施設整備を計画的に推進し、溝口地域においてもほぼ整備が完了しました。しかし、溝口地域では、早期に設置した施設の老朽化が進んでおり、施設の更新が必要となっています。

今後、水需要の変化に対応しながら、持続的な水道水の供給を図ることが必要です。

イ 下水道

本町では、公共下水道及び農業集落排水事業等の整備を推進し、水質保全や快適な生活環境の整備に取り組んでいます。

溝口地域においても、公共下水道、農業集落排水施設の整備が完了し、合併処理浄化槽については年次的に整備を行ってきました。しかし、公共下水道施設、農業集落排水施設ともに老朽化が進み、今後、汚水処理に支障をきたす恐れがあるため、計画的な更新が必要です。また、合併処理浄化槽については、計画的な整備推進により、区域全体における施設整備が必要となっています。

ウ 廃棄物処理

本町では、し尿と不燃ごみの処理を西部広域行政管理組合で行っています。可燃ごみについては南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンターで焼却処理しています。また、伯耆町清掃センターでは、町内事業所の使用済紙おむつを収集し、燃料化して処理しています。

エ 消防・防災

本町では、鳥取県西部広域行政管理組合による広域消防体制をとっており、加えて、非常備消防としての消防団での消防・防災活動に取り組んでいます。

消防施設については、中山間地域では河川や水路などの自然水利を消防水利として利用している集落が多く、渇水時における水量の不足が懸念されていることから、常時安定した水量を確保することが必要です。また、防火水槽など消防施設の老朽化が進んでいる集落も増加しています。

防災面については、避難所として、主に集会施設、学校、体育館などの施設を指定しています。災害発生時の避難に備えるため、避難所の施設・備品等の整備が必要です。

また、ため池については、全国各地で局地的な大雨や大規模な地震などによる被害が発生しており、本町においてもため池の決壊に備える必要があります。

オ 住 宅

本町は米子市に隣接しており、岸本地域では米子市のベッドタウンとして民間事業者による宅地開発が進んでいます。溝口地域では少子化や人口減少に歯止めをかけるため、町が平成 11 年度に県の住宅供給公社に事業委託して荘地区に 26 区画の宅地を造成し、分譲を行いました。さらに、令和 2 年度には 2 区画造成し、令和 3 年 3 月末の残区画は 4 区画となっています。

カ 地籍調査

本町の地籍調査は、令和 3 年度末時点で計画面積 128.28 ㎥に対して、調査済面積 32.63 ㎥、進捗率は 25.4%となっています。地籍調査は、土地をめぐる行政活動・経済活動すべての基礎データを築くものであり、今後も計画的に実施していく必要があります。

キ その他

本町は、大山、日野川をはじめとする雄大な自然に囲まれ、農村景観や歴史を物語る古い町並みがある一方で、米子市に隣接した都市近郊型の地域があり多面的な生活環境を備えています。また、鳥取県景観形成条例に基づき景観の保全に努めているほか、区長協議会による全町美化活動や、老人クラブ、景観形成巡視員、自然保護関係者等の活

動など、住民レベルの美化活動を推進しています。

溝口地域では、自然を身近に感じることができ、子どもからお年寄りまで楽しめる公園として平成 13 年にささふく水辺公園、平成 26 年に町民の森を整備し、潤いと安らぎのある憩いの場として町内外の住民に親しまれています。今後も、自然環境と多面的な生活環境が共生する地域として、豊かな自然環境を保護し、維持していくことが必要です。

また、増加する空き家の中には管理が不十分なため、景観を損ねている、倒壊が懸念されるなど生活環境に悪影響を与えるものが発生しています。これらの悪影響を与えている空き家等について、利活用を図ったり、除去したりするなど生活環境保全のための対策が必要です。

（２）その対策

ア 水 道

施設整備や施設更新を行い、安心、安全な水道水の供給を確保し、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図ります。

イ 下水道

水質汚濁や施設の機能停止を未然に防止し、安定した生活排水処理を図るため、公共下水道施設、農業集落排水施設の長寿命化、更新を行います。

また、合併処理浄化槽については、伯耆町生活排水処理基本計画に基づいた計画的な整備を推進し、持続的な生活排水処理を実現します。

ウ 廃棄物処理

廃棄物を適正に処理するとともに、土地、水、エネルギー等の資源を有効に利用するため、地域レベルでの省エネルギー活動や不法投棄防止などの公害防止を徹底します。ごみの分別回収やリサイクルについては住民啓発を行い、ごみの減量化、CO₂ の削減を図るなど、環境管理への対策を推進します。

ごみ処理については、鳥取県西部広域行政管理組合で令和 14 年度を目標に西部圏域のごみ処理施設を集約し、1 箇所での処理を目指しています。また、可燃ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、使用済紙おむつの燃料化を引き続き実施します。

エ 消防・防災

安全に暮らすことのできる生活環境を実現するため、消防、防災体制の充実・強化に取り組みます。消防施設については、耐震性貯水槽の設置・更新による安定した消防水利の確保を図ります。防災については、災害発生時の一時避難だけでなく、大規模災害時に長期間避難所で生活することを想定した施設の機能向上や設備等の充実を図りま

す。

ため池については、災害発生時に決壊する恐れのある際に、迅速かつ的確に避難するため「ため池ハザードマップ」を作成します。また、作成の過程で住民自らが地域の危険箇所を知ることや災害時の対処方法を検討することで、防災意識の向上を図ります。

オ 住 宅

少子高齢化の進行や若年層の流出による人口減少に歯止めをかけるため、民間資金の活用を前提にした定住促進のための賃貸住宅の建設や住宅地の供給を検討し、周辺の環境整備とあわせて魅力ある住環境の創出を目指します。

カ 地籍調査

地籍調査事業については、今後も計画的に実施します。また、地籍調査成果を確実に管理し、安定的な成果の提供を継続します。

キ その他

豊かな自然や農村景観の魅力や価値を高めていくため、今後も鳥取県景観形成条例の趣旨に沿って景観を形成する活動に取り組むとともに、住民の環境意識の醸成を目指します。また、すでに整備された公園については今後も維持管理を行い、自然環境と調和した快適で住みよい生活環境を提供します。

また、生活環境に悪影響を与えている空き家等について、自治会が公共的な目的のために利活用する場合の支援に取り組みます。また、倒壊などの危険や防災、防犯、衛生など様々な面において周辺環境へ悪影響を及ぼすことが想定されるような空き家等については、必要に応じて除去するなど生活環境の保全のための対策に取り組みます。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(1) 水道施 設	伯耆町水道施設改良事業（溝口地区） 内 容： 水道管（老朽管）を更新する。 必要性： 水道管破損により、漏水が頻発しているため、水道管更新が急務である。 効 果： 破損の影響による断水を減らし、より安心安全な飲料水供給を図ることができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(2) 下水処理 施設	合併処理浄化槽施設整備事業 内 容： 市町村設置型合併処理浄化槽 25 基（令和 3 年度～7 年度計画） 計画基数 285 基（令和 2 年度末 238 基 整備完了） 必要性： 伯耆町生活排水処理基本計画等に基づ き、下水道等集合排水処理区域外の地 域において、平成 12 年度から年次的 に整備を進め、令和 2 年度末で 238 基 を整備した。今後も継続して整備を行 う。 効 果： 家庭のし尿及び生活雑排水を個別処理 し、生活環境の改善及び公衆衛生の向 上を図ることができる。	町	
		農業集落排水機能強化事業 内 容： 農業集落排水設備のマンホールポンプ 場にある通報システムの更新を行う。 対象処理区：二部・金岩・旭 対象基数：24 基場 必要性： 通報装置で利用している通信サービ スが 2026 年度末で終了するため、安定 した排水処理を行うで、維持管理体制 を維持するために早急な対応が必要で ある。 効 果： 更新を行うことで引き続き通報による 維持管理作業の効率化が保たれ、安定 した排水処理を行うことができる。		
		公共下水道事業施設修繕事業 内 容： 公共下水道施設（浄化センター、マンホ ールポンプ）の設備、機器等の更新及び 改修を行う。 必要性： 毎日欠かすことなく安定した汚水処理 を行うため、老朽化した設備更新等が 必要となっている。 効 果： 更新等による設備等の長寿命化によ り、安定した汚水処理を行うことがで き、生活環境の改善、公衆衛生の向上を 図ることができる。		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設	農業集落排水事業施設修繕事業 内 容： 農業集落排水施設(処理場、マンホールポンプ)の設備、機器等の更新及び改修を行う。 必要性： 毎日欠かすことなく安定した汚水処理を行うため、老朽化した設備更新等が必要となっている。 効 果： 更新等による設備等の長寿命化により、安定した汚水処理を行うことができ、生活環境の改善、公衆衛生の向上を図ることができる。	町	
	(3) 廃棄物処理施設	清掃センター改良事業 内 容： 清掃センターでの焼却業務終了に伴い、不要になったごみピットの埋戻し工事を行い、作業スペースを確保する。 必要性： 清掃センターは、以前は焼却施設として活用していたが、現在は紙おむつ燃料化事業の処理施設として活用している。作業スペースを確保するため、ピットの埋戻しを行う必要がある。 効 果： 紙おむつ燃料化処理機械横の不要なピットを埋戻すことにより、作業スペースを確保し効率的に事業運営することができる。	町	
		広域し尿処理施設建設事業 内 容： 米子市が整備するし尿処理施設に対して応分の負担をするもの。 必要性： 老朽化したし尿処理施設に代わり、米子市所管施設のし尿処理施設を利用するために整備を行う必要がある。 効 果： 広域し尿処理を行うことで、経済的で安定したし尿処理を行うことができる。	町	
		清掃センター改修事業 内 容： 清掃センタートイレの大便器を和式から洋式へ改修を行うもの。 必要性： 現在、大便器が和式しかなく、高齢の施設利用者がトイレを使用する際に、不便が生じるため、洋式便器へ改修を行う。 効 果： 施設利用者の利便性を向上する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(5) 消防施 設	防火水槽整備事業 内 容： 消防水利の乏しい地区に耐震性防火水槽を設置し、火災時の水利を確保する。 必要性： 小川・水路などの自然水利を火災時の水利として利用するところでは、天候などの状況によっては渇水等のため十分な水量が確保できないことが懸念される。 効 果： 防火水槽を整備することにより、常時水利を確保することが可能になるほか、集落内に設置することで、より速やかな消火が期待できる。	町	
	(7) 過疎地 域持続的発 展特別事業	紙おむつ燃料化处理委託事業 内 容： 町内の事業系使用済み紙おむつの収集及び燃料化装置の運転・維持管理業務を委託する。 必要性： 施設等の使用済み紙おむつについては、大量に出されるため処理困難となっている。 効 果： 可燃ごみの減量化、リサイクルの推進を図ることができる。	町	
		清掃センター解体事業 内 容： 清掃センターでの焼却業務終了に伴い、解体可能な不要施設の解体・撤去を行い、施設を再整備する。 必要性： 清掃センター設備のうち、ダイオキシン類を含むものや自然災害などにより倒壊の恐れがある煙突など今後使用することがなく、解体可能なものを解体・撤去する。 効 果： 不必要で、危険なものを解体・撤去することで、施設の安全性や地域の環境を守ることができる。	町	
		ため池防災減災対策推進事業 (ため池ハザードマップ作成) 内 容： ため池ハザードマップを作成する。 必要性： ため池ハザードマップを作成・整備することにより、災害発生時に迅速・的確な避難を行うとともに、災害による被害の低減を図る。 効 果： 作成の過程で地域住民自らが、地域の危険箇所を知ることや災害時の対処方法を検討することで、日頃の防災意識の向上を図ることができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業	桧水第2配水池撤去事業 内 容： 桧水第2配水池の解体、撤去を行う。 5.2m×4.2m×H3.35m (RC 造) 必要性： 不用となった配水池を撤去する必要がある。 効 果： 不用となった配水池を撤去することにより、国立公園内の環境保全を図ることができる。	町	
		地図管理事業 内 容： 地籍調査成果及び電子化された公図を管理する地図管理システムとパソコン本体を更新し、管理運用する。 必要性： 公図の交付や地籍調査成果の提供を継続実施するため、地図管理システム及びパソコンを更新する必要がある。 効 果： 地籍調査成果の確実な管理及び安定的な住民サービスを継続することができる。	町	
		溝口まちなか再生事業 内 容： 増加する空き家対策の一つとして、過疎地域の生活拠点である溝口区の空き家を解体する。 必要性： 放置された空き家は、老朽化による倒壊の恐れや環境及び景観への影響が懸念されるため、対策を行う必要がある。 効 果： 空き家を解体することで安全性の確保及び景観の悪化を防止するとともに、除雪時の雪置き場や緊急時の車両待機場所として活用することができる。	町	
		ささふく水辺公園管理事業 内 容： 地域住民の憩いの場として、ゲートボール、グラウンドゴルフ等を行うことの出来る水辺公園の管理・運営を指定管理により行う。 必要性： 時期に応じた適切な施設（芝生、樹木、道路等）の維持管理を行うあたり、民間事業等のノウハウを活用し、効率的かつ効果的な運営を行う必要がある。 効 果： 指定管理者による適切な維持管理により、年間を通じ、地域住民の利用に供することができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(8) その他	空き家対策事業 内 容： 空き家等を自治会が公共的な目的で活用する場合などへの支援や、倒壊の恐れのある空き家等について、必要に応じて除去などの対応を行う。 必要性： 管理が不十分なため環境等に悪影響を与えている空き家が増加しており、景観上の問題のみならず、倒壊などの危険も想定されている。 効 果： 空き家・空き地の有効活用による地域の活性化や生活環境の保全への効果が期待できる。	町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 福 祉

① 高齢者福祉

本町の高齢者人口は増加傾向にあり、令和3年3月末の高齢化率は38.6%と4割に近づいており、高齢化が進行している状況です。特に溝口地域では45.7%と町全体よりも高齢化率が高くなっています。高齢化の進行に伴い、高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯が増加し、地域で孤立しがちとなり、健康不安・生活不安を抱える高齢者が増加し、高齢者の相談件数は年々増加しており、多様で複合的なニーズへの対応が求められています。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、支援の必要な高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図り、自助・互助・共助・公助の4つの支援と役割分担、連携を重視した取り組みを進めていく必要があります。

また、今後は認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症高齢者の支援を推進するほか、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、施策を進めていく必要があります。

高齢者が安心していきいきと暮らすことのできる社会の実現は、全ての住民にとって重要な課題です。高齢者自身が積極的に社会に参加するため、ボランティア活動や老人クラブ、シルバー人材センターの充実を図るとともに、「通いの場」の設定など、地域での生きがいに取り組めるよう支援していく必要があります。

② 児童福祉

本町の少子化は、近年ゆるやかになっていますが、核家族化、ひとり親家庭の増加、

保護者の就労形態の多様化が、子どもを産み育てる環境や子どもたちの生活環境にも影響し、子育てサービスや子育て環境の充実が求められています。

また、子育てへの負担や不安を抱える保護者が増え、発達障害をはじめとした障がいのある子どもや、児童の養育、虐待に関する包括的かつ専門的な相談支援体制が求められています。

本町では、多様化する保育ニーズに応えるために通常の保育に加え、延長保育、一時保育等の特別保育事業を行っています。放課後、家庭に保護者のいない児童を預かる放課後児童クラブは、全ての小学校区で実施しています。

また、思春期から妊娠、出産、育児及び乳幼児期への一貫した母子保健、歯科保健、子育て支援等を推進するため、子育て支援センター及び子育て世代包括支援センターを設置し、より身近な場で子育て世代を支えるためのサービス提供や子育て、育児の相談体制の充実を図っています。

今後、各種施策を推進し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境整備の充実を図っていく必要があります。

③ 障がい者福祉

障がい者が自立し、地域社会における共生を実現するため、障害者総合支援法などに基づき様々な環境整備が進められ、障がい福祉サービスは一定の役割を果たしてきたと言えます。しかし一方で障がい者の高齢化による障がいの重度化・重複化や社会的ストレスの増大による精神障がい者の増加など、障がい者が抱える生活課題や支援ニーズも多様化・複雑化しています。

障がい者一人ひとりが適切なサービスを利用し、引き続き住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、相談支援体制の充実や在宅生活・就労支援の強化が求められています。障がい者の積極的な社会参加の促進と障がい者に対する地域社会の意識の啓発を行うため、地域や民間団体等と協力し、一体となった取り組みを行っていかねばなりません。

イ 保 健

本町では、保健福祉の拠点施設を中心に、プールを利用した運動教室、スクエアステップ教室及び集落に出向いての「まめまめクラブ」など運動教室、また、食生活改善推進員を中心とした減塩バランス食の普及、各種健康教室及び健康相談などを実施し、「健康で安心して暮らせるまち」を基本理念として健康づくりを推進しています。

また、町内にフィットネスクラブが3か所あり、町民の主体的な健康づくりの場として活用を推進しています。

健診事業では、がん検診無料クーポン券の発行や受診勧奨、協会けんぽ鳥取支部と連携してのPRなどを実施して、受診率の向上に取り組んでいます。また西部医師会と連

携して、令和元年度から特定健診や胃がん検診を西部圏域の医療機関で受診ができるようにするなど、受診しやすい環境を整えています。

今後も町民一人ひとりが自分の健康管理に対する意識を高め、それぞれの人生のライフステージにあった健康づくりに取り組んでいく必要があります。

ウ その他

本町では、福祉サービスの一環として、デマンドバスや外出支援サービスの運行を行っています。独居世帯や高齢者のみの世帯が増加する中で、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、これらのサービスの継続的な実施、また、生活支援サービスの向上を図る必要があります。

(2) その対策

ア 福祉

① 高齢者福祉

誰もが住み慣れた地域や家庭で安心した生活を送ることができるよう不安の解消や各種サービス利用など、相談・支援体制の一層の充実を図っていくため、健康対策課内に設置されている南部箕蚊屋広域連合伯耆包括支援センターを中核として、地域生活課題に対応した相談体制の充実を図ります。

高齢者が地域で自立した生活を営むことができるよう、緊急通報装置の設置や救急医療情報キットの配布などの事業を実施するほか、介護保険事業について南部箕蚊屋広域連合と相互の連携を図りながら各種施策の推進を図ります。

また、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も増加していることから、認知症の早期発見、早期対応に努めるとともに、相談体制の整備やかかりつけ医との連携を図り、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症ケア対策を推進します。

このほか、高齢者の生きがいづくりを支援するために、就労やボランティア、まちづくりなどの地域活動を含めた高齢者の幅広い社会参加と地域との交流を促進するとともに、社会福祉協議会と連携しながら支援体制を強化し、活動の拠点となる老人福祉センター等の施設の充実を図ります。

② 児童福祉

令和元年に策定した「第2期 伯耆町子ども子育て支援事業計画」に基づき、本町における子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支える環境づくりを推進します。

安心して子どもを産み、育てていけるようにするため、妊娠・出産・育児のための切れ目ない母子保健対策の推進に加え、多様な保育サービスの実施及び放課後児童クラブ、子育て支援センター等の事業を実施していきます。

また、子育てに伴う経済的負担の軽減と家庭での子育てを支援するため乳児家庭保育

支援手当の支給を行います。

さらに、ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への相談・支援体制を強化し、子どもの権利を守るための取り組みを推進します。

③ 障がい者福祉

障がいのある人が、地域で生活する上で必要な障がい福祉サービスの基盤整備や、身近なところでの相談支援体制の充実を図り、障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

また、障がいのある人が自分の適性・能力を発揮し社会参加ができる環境の整備に努めます。就労支援については福祉的就労の底上げと一般就労が可能な方の移行支援の強化に重点的に取り組みます。

さらに、障がいを理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、障がいについての理解を深めるよう啓発活動を地域や民間団体と協力して行います。

イ 保 健

町民の主体的な健康づくりの推進に向けて、医療機関や福祉施設等との連携を強化し、個々のライフスタイルに対応した検診体制の充実、生活習慣病予防を中心とした健康増進や疾病予防に関する普及啓発等を実施します。

また、健康寿命を延伸するため地域の健康課題に合わせて、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるように健康づくり計画や食育推進計画等に基づき、医療機関や関係機関と連携しながら地域全体で健康づくりの推進を図ります。

また、「フィットネス&スタジオパル」「みぞくちテラソ」は、町民の主体的な健康づくりの場として、運動習慣を定着させるための活用が期待されており、今後も運営体制の維持を支援します。

ウ その他

デマンドバスや外出支援サービスは地域の生活交通として、また、福祉サービスの一環として今後も住民ニーズに添った運行を継続的に行います。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1)児童福祉 施設	溝口保育所空調改修事業 内 容： 溝口保育所の乳児室、ほふく室の空調 設備を改修する。 必要性： 溝口保育所の空調設備の一部が老朽化 により更新時期を迎えているため、改 修する必要がある。 効 果： 施設の長寿命化により保育環境の改善 が図られる。	町	
	(3)高齢者福 祉施設	溝口福祉センター改修事業 内 容： ・エレベーターの更新 ・和式トイレを洋式トイレに改修 必要性： 溝口福祉センターのエレベーターは設 置より27年経過し、各機器の経年劣 化が進行している。利用者の安全のた め、更新を行う。 効 果： 溝口地域の高齢者の活動拠点としての 利便性・快適性の向上と、介護予防拠 点としての機能強化が図られる。	町	
	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業	訪問介護サービス確保対策事業 内 容： 訪問介護サービスの確保を図るため、 効率性や採算面で不利な条件にある中 山間地域で事業実施している事業所に 対し、運営費の助成を行う。 必要性： 訪問介護サービスにおいて利用者宅へ の移動に要する時間の長短は報酬での 評価がなく、移動時間がかかった部分 については赤字の要因となっている。 効 果： 訪問介護事業所の安定的な経営を支援 することで、在宅におけるサービス提 供体制の確保することができる。	町	
		乳児家庭保育支援事業 内 容： 家庭で乳児の保育を実施する保護者に 対して給付金を支給する。 必要性： 近年、乳児の保育所への入所が増加し ている。その原因の一つに、経済的な 理由による、産後の早い段階での就労 の増加がある。子育てにとって大切な 乳児期に、家庭での育児に専念できる ような対策が必要である。 効 果： 経済的負担を軽減することで、乳児期 における家庭での保育環境の充実を図 り、親子間の健全な愛着形成に寄与す ることができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業	公共施設等 AED 更新事業 内 容： 住民の安全・安心を確保するため、町 有公共施設に A E D を設置する。 必要性： 住民の心停止による突然死を救うた め、不特定多数の者が集う公共施設に A E D を設置する必要がある。 効 果： A E D を設置することで、心停止の傷 病者に対して、迅速な救命処置が可能 となり、救命率の向上が図られる。	町	
		福祉相談支援システム導入事業 内 容： 総合相談事業において、既存の住基シ ステムと連携可能な福祉相談支援シ ステムを導入する。 必要性： 相談内容や支援経過について、主に紙 媒体で保管しており、情報共有に時間 を要することや、担当以外が対応でき ない状況がある。 効 果： システムを導入することで、相談経 歴・支援経過の検索と閲覧が容易にな り、より住民に適したサービス提示な ど相談業務の効率化と向上、個人情報 セキュリティ確保が図られる。	町	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療施設は、岸本地域に病院 1 か所、診療所 2 か所、歯科医院 2 か所、溝口地域には病院 1 か所、診療所 3 か所、歯科医院 1 か所があり、住民と密着した地域医療の場として重要な役割を担っています。また、日野病院は、地域住民のニーズにあった良質な医療、保健、福祉サービスを行う山間地の中核病院として運営され、本町は病院組合の構成町として運営を支えています。

さらに、救急医療については鳥取県西部圏域で、県や関係機関と連携し、体制の維持を図る必要があります。

(2) その対策

高齢化の進行や生活習慣病の増加など疾病構造の変化により、多様化している地域の医療需要に対応するため、巡回診療や巡回保健指導の実施や各種検診の充実によって住民の健康管理を推進します。

また、日野病院の施設の改修や高度医療に対応できる医療機器の整備費を組合の構成町として負担します。

さらに、各医療機関や広域的な連携を強化して、救急医療体制の確立を推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(4)その他	検診事業 内 容： 各種がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、胃がんリスク層別化検診を行う。 必要性： 症状の無い病気を早期に発見するには、無症状のうちから定期的な検診を受けることが大切である。 効 果： 病気を早期に発見することや病気になる前にリスク要因を発見することができる。	町	
		日野病院組合 MRI 更新事業 内 容： 平成25年度に導入されたMRI装置の更新を行う。 必要性： MRI更新の更新により、画質が著しく向上し、診断しやすくなる。また、検査時間の短縮、騒音の軽減が見込まれ患者の負担が軽減できる。 効 果： 診療の質が向上し、より高度な医療を提供することができ、地域医療に貢献することができる。	町	
		日野病院組合電子カルテシステム更新事業 内 容： 電子カルテシステムのうち、医事・給食・検査・放射線システムを更新する。 必要性： 現在の電子カルテシステムは、平成30年度に導入し7年が経過している。この度一部システムの保守管理が終了し、今後の医療報酬改定等に対応できないことから、該当するシステムの更新が必要である。 効 果： 必要なシステムの更新により、継続した患者情報や診療報酬情報の適正な管理ができ、地域医療に貢献することができる。	町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町には、小学校が4校（岸本地域2校・溝口地域2校）、中学校が2校（岸本地域1校・溝口地域1校）あります。児童・生徒数は少子化により減少傾向にありますが、各学校で特色ある教育、少人数学級の実施や複式学級の解消による、きめ細やかな学習

指導を行い、基礎学力向上へ取り組んでいます。また、放課後子供教室を設置し、小学生を対象に、放課後の安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）づくりを実施しています。

また、小中学校の外国語教育では ALT を各中学校に 1 名ずつ、町内 4 小学校に 1 名配置し、早い段階から英語に触れる機会を提供しています。

学校施設に関しては、町内全小中学校の耐震改修及びエアコン設置、老朽化した学校施設の大規模改修や長寿命化工事等を行い、令和 2 年度には ICT 教育の充実を図るため、電子黒板や全児童生徒にノートパソコンを導入するなど、快適で安全な学習環境を整備しています。

今後とも、ICT 教育や早期の英語教育の充実など、教育の複雑化・多様化に対応していく必要があります。そのためには、教員だけでなく、家庭・地域との連携強化や学習環境の更なる整備など、地域を巻き込んだ取り組みの拡充が必要となっています。

イ 社会教育

本町の社会教育は町立公民館、図書館、文化センター、遊学館を中心に実施しています。溝口地域では、二部公民館・溝口公民館・日光公民館を、岸本地域では、岸本公民館を設置しており、各種の学習や地域活動拠点として、また住民の身近な交流の場として活用されています。

公民館では、社会教育の一層の充実のため、学校や地域との連携、生涯学習活動への幅広い住民参加の促進が求められています。しかし、一部の公民館では、施設・設備の老朽化やバリアフリー化などへの対策が必要となっています。

図書館については岸本図書館と溝口図書館があり、幅広い年齢層の方が利用しています。公民館図書室、学校図書館等と連携しながら、読書活動・学習活動を支援し、豊かな読書環境を整備することが必要です。

文化センターは、人権教育を始め、地域住民を対象とした各種相談事業など様々な事業を実施しています。特に人権に対する理解を深める活動については、人権教育の拠点施設として、学校、地域と連携を図りながら実施しています。

そのほか、社会教育では学校・家庭・地域が連携して、地域全体で子どもたちを共に育て、共に学ぶ「共育」のための体制づくりが必要とされています。また、教育の原点である「家庭教育」を支えるため、多様化するライフスタイルや環境の変化による家庭をめぐる問題の複雑化に対応し、社会全体で支援することが必要となっています。

ウ 社会体育

本町には社会体育施設として、総合スポーツ公園や体育館、武道館等があり、地域住民が様々なスポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいます。

溝口地域では、溝口武道館、町民溝口体育館等の整備により、特に室内競技施設の充

実を図ってきました。屋外施設についても施設を維持管理し、スポーツができる環境を整備することが求められます。

また、運動を通じての心と体の健康づくりのため、生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて交流を促進し、地域の活性化につながるようスポーツ・運動の一層の活発化を図る必要があります。

（２）その対策

ア 学校教育

学校施設については、伯耆町教育振興基本計画等に基づき小・中学校の耐震補強や改修などを計画的に実施していきます。

教育施策については、国際化に対応した語学教育、ICT 教育、地域・家庭との協働による体験活動、少人数学級の実施や保小中一貫教育の推進など、確かな学力と人間力の育成に努め、社会の一員として自立して生きていく児童生徒の育成を目指します。また、伯耆町教育ネットワーク会議などで地域間の情報共有を図り、社会全体が連携・協力しながら子どもたちを育てる町となるよう取り組みます。

さらに、児童生徒の通学における交通手段を維持するため、引き続きスクールバスの運行を行います。

また、学校給食の各学校への輸送車両の更新を行います。

イ 社会教育

地域住民が生涯を通じて学び、自己を高めるため、町立公民館や図書館、文化センター、遊学館を中心に、住民の学習ニーズに応じた学習活動の充実、幅広い世代を対象にした事業の展開や情報発信などソフト面の一層の充実と、施設改修などハード面の整備を図ります。

町立図書館では、能動的に読書活動を推進するとともに、本の管理・貸出・レファレンス業務を実施し、公民館図書室や学校図書館と連携しながら、豊かな読書環境の整備を推進します。

また、誰もが個性や能力を十分に発揮することのできる社会をつくるため、人権尊重を推進するとともに、男女が社会の対等な構成員として社会活動に参画する機会を確保するため、男女共同参画社会のまちづくりを推進します。

さらに、町全体で子どもたちを見守り育てる環境を整備するため、地域学校協働本部事業や放課後子供教室、伯耆未来塾など、地域の教育力の強化を図ります。併せて、家庭の教育力を向上するため、保護者、関係団体や地区住民などと連携し、子育て中の親同士の仲間づくりや相談体制を充実するとともに、家庭ごとのニーズに応じた支援の在り方について検討し、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりに努めます。

ウ 社会体育

社会体育施設については、令和３年度に溝口武道館の照明設備をLED化するなど、今後もスポーツができる環境の維持管理を行います。また、地域でのスポーツ活動や各年代に適したスポーツへの取り組みを支援するとともに、町民が気軽にスポーツに親しむことができるように指導者を養成し、環境づくりを推進します。

(３) 計 画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
８ 教育の 振興	(1)学校教育 関連施設	小中学校屋外運動場整備事業 内 容： 小中学校の屋外運動場の表土の下層の石などが表面に出ないように、土の補充・整地・整備を行う。 必要性： 屋外運動場の表土が、経年により流出し、下層の石などが表面に出てきており、児童生徒の運動活動時に危険な状態となってきた。 効 果： 表土の整備により、教師や児童生徒が安全に運動活動に専念することができる。	町	
		二部小学校電気設備更新事業 内 容： 二部小学校敷地内の電柱に設置された気中負荷開閉器を更新する。 必要性： 当該装置は使用者側の設備における電気事故が発生した場合に、近隣を巻き込んだ停電事故を防ぐ役割をもっているため、その更新は必須である。 効 果： 当該更新事業により、二部地区の安定的な電気供給が維持される。	町	
		給食センター配送車購入事業 内 容： 配送車の老朽化による更新。 必要性： 配送車の老朽化による故障により、給食の配送が困難になる恐れがある。 効 果： 更新により、安定した給食配送を実施できる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(3)集会施 設、体育施 設等	溝口公民館改修事業 内 容： 公民館施設について、生涯学習事業、福祉事業、地域活性化事業等に利用するために必要な改修を行う。 必要性： 溝口公民館は、長年の使用により経年劣化が認められる。外壁・陸屋根等の防水対策、空調設備等の改修が必要である。 効 果： 域の生涯学習、福祉活動、地域活性化事業の拠点の充実により、住民が自己実現を目指すための生涯学習環境を整備することができる。	町	
		日光公民館受電設備改修事業 内 容： 日光地区の地域活動の拠点である日光公民館の受電設備について、改修及び更新を行う。 必要性： 施設を安全に使用するため、経年使用により交換推奨時期を迎えた受電設備の改修及び更新が必要である。 効 果： 日光公民館の受電設備の改修及び更新を行うことで、利用者の安全性及び利便性を確保することができる。	町	
		文化センター広場防護ネット改修工事 内 容： 文化センター広場の防護ネット及び支柱を撤去し、新規設備を設置する。 必要性： 既存設備が老朽化により、倒壊の危険性があるため、新規設備に更新する必要がある。 効 果： 広場は地域住民のグラウンドゴルフ、盆踊り、センター事業に利用しており、設備を整備することで、利用者の安全性の向上を図ることができる。	町	
		溝口武道館改修事業 内 容： 溝口武道館の改修を行う。(トイレ洋式化、駐車場整備) 必要性： 溝口武道館は平成11年に整備され、24年が経過し、老朽化への対応とともに施設の機能向上を要し、改修が必要となった。 効 果： 従来から柔道剣道場としての活用とともに、畳敷きの環境を生かした運動能力向上講座、さらには緊急時避難所としての機能もあり、この改修により、これらの機能の向上が図られる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(3)集会施 設、体育施 設等	二部公民館施設改修事業 内 容： 二部公民館の屋上防水工事及びトイレ洋式化改修 必要性： 施設の長寿命化のため、雨漏り対策として屋上防水を行う必要がある。また、洋式トイレを設置し、施設の利便性を向上させる。 効 果： 施設の長寿命化及び利便性の向上が図られる。	町	
		社会体育施設改修事業 内 容： 溝口体育館の受電設備改修。 必要性： 受電設備の老朽化により、安全性を確保するため更新する必要がある。 効 果： 施設の長寿命化が図られる。	町	
		二部体育館改修事業 内 容： 二部体育館の駐車場及び通路の舗装。 必要性： 安全性確保のため、頻繁に補修を行う必要に迫られている。 効 果： 舗装することにより、事故未然防止、安全性の向上が図られる。	町	
		遊学館施設改修事業 内 容： 老朽化したロビー及びトイレの照明をLED化。 必要性： 故障のため点灯していない照明が多数あり、安全に利用出来ない状況のため。 効 果： 施設の利用者が安心・安全に利用することが可能となる。	町	
	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業	少人数学級実施事業 内 容： 複式学級解消並びに少人数学級編成を実施するため、教員の加配に伴う人件費を県に協力金として負担する。 必要性： 基礎学力の向上及び不登校対策として、きめ細かな学習指導体制が必要である。 効 果： 少人数学級実施により、きめ細かな学習指導体制を整備し、基礎学力の向上を図るとともに、不登校児童生徒の増加を防ぎ、安定した学校生活を確保することができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(4) 過疎地 域持続的発 展特別事業	特別支援教育支援事業 内 容： 教育上特別の支援や介助を要する児童生徒が在籍する学級に介助員として学習支援員を配置する。 必要性： 社会生活の変化に伴い、家庭での関わり方や発達障がい起因するケースの増加が目立っており、年々、学習に向かうことが難しい児童生徒の増加傾向がみられることから学習支援員を配置しサポート対応する必要がある。 効 果： 学習支援員が学習支援・安全確保等を行うことで、対象児童生徒が安心して学習に専念できる教育環境が整うとともに、担任教員が効果的な授業作りや学級運営に専念することができる。	町	
		学校司書設置事業 内 容： 選書、図書の受け入れ・廃棄における手続き、図書館内の整備・企画、生徒会委員会活動の補助、調べ学習補助、校外連携等に当たる学校司書を各学校に配置する。 必要性： 読書アドバイス、多様な資料の提供、子どもたちの調べ学習など、学校図書館を利用した学習を充実させるため、児童生徒を支援できる人的体制整備が必要である。 効 果： 学校司書を配置することで、常時学校図書館を開館することができ、読書活動の推進、充実した調べ学習への対応が可能となる。また、図書館の事務体制の充実を図ることができる。	町	
		学校図書館システム整備事業 内 容： 小中学校図書館と町立図書館の貸し出し連携システムの導入。 必要性： 現在、貸出・返却は手書きの貸出カード方式であり、貸出業務に時間を要す。また、図書の選定や取寄せにも時間を要しているため、それらの解消のためには、当該システムの整備が必要である。 効 果： 当該整備により貸出業務の円滑化、読書傾向や貸出冊数の現状把握が可能となり、読書活動の推進が図られる。また、町内学校図書館を連携させることで、全学校の町内の蔵書が活用され、学習活動の充実が図られる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(4) 過疎地 域持続的発 展特別事業	溝口中学校解体事業 内 容： 溝口中学校の老朽化した建物を解体撤去する。 必要性： 老朽化により、破損している個所が多く危険であり、景観も損ねているため撤去が必要。 効 果： 撤去により、建物の破損に起因する事故を未然に防ぐとともに、教育環境の向上に繋がる。	町	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では合併後、町内の全集落で組織された区長協議会を設立し、防災、環境保全、集落活性化など全町での一体感の醸成につながる取り組みが行われてきました。各集落の区長が集まり、開催される定例会では、町行政施策の説明や意見交換を行うとともに、集落においては主体的な取り組みを支援するため生活環境、集会所、土木、農業、防災、自治活動などの分野での活動を支援する補助制度を設けています。

さらに、過疎地域内の二部地区・日光地区では、住民相互の交流促進や地域の活性化を目的に地区協議会が活動を行い、その活動をサポートするために町職員や集落支援員を配置しています。

また、集落運営が円滑に行われるよう集落の相談役として町職員を「パートナー職員」として集落ごとに割り当てし、集落と役場との連絡調整を定期的に行い、支援しています。

一方、人口減少の影響は大きく、溝口地域の一部の小規模集落では集落の機能の維持が困難になりつつあるなどの課題が顕在化し、課題解消に向け隣接集落の統合による集落再編が複数行われましたが、地理的な要因もあり進捗は鈍化していることから課題解決に向けた新たな取り組みの検討が必要になっています。

(2) その対策

本町では、区長協議会やパートナー職員制度、集落支援員など人的支援のほか、コミュニティ活動の拠点整備や各分野における集落の自主的な活動への支援、また、地区協議会への支援など現在、実施している支援を継続的に行います。

その上で、人口減少に伴い生じる集落機能の低下などが課題となっており、集落活動への住民参加が促されるような取り組みや集落間の相互協力の可能性などについて検討を行います。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の 整備	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業	集落支援員配置事業 内 容： 二部・日光地区に集落支援員を配置し、地域や集落の課題を把握し課題解決に向けた取り組みを行う。 必要性： 過疎化・高齢化が急速に進む二部・日光地区において、地域の実情に対応した集落の維持及び活性化対策が必要である。 効 果： 地域や集落の課題把握に向けた調査、集落の維持に向けた取り組みの提案等を行い集落維持を支援することができる。	町	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、国の重要文化財や重要遺跡に登録されている文化財や史跡をはじめ、様々な地域固有の文化があり、それぞれの地域文化の伝承や新たな地域文化の創造を図る活動が行われています。

溝口地域には、国の重要遺跡である「長山馬籠」や日本三大奇祭のひとつとされる福岡神社の「蛸舞式神事」などがあります。そのほか、三部古城山遺跡や父原墳丘墓など多くの埋蔵文化財を発掘しており、文化財の補修、保存、展示等に供する施設の整備が必要となっています。

また、町民の文化・芸術活動としては、「鬼面太鼓」や合唱団などがあります。

溝口地域の文化活動拠点の1つである鬼の館ホールは、住民の様々な学習活動の発表、講演会や各種公演に幅広く利用されています。しかし、設備の経年劣化などの課題があったため、長寿命化を図るため大規模改修に向けての改修設計を行いました。

(2) その対策

町民共有の財産である文化財について、指定文化財の保存・伝承活動の支援や未指定文化財の発掘調査を継続的に行い、特色ある地域文化や伝統をまちづくりや人づくりに活かして、その価値を高めていきます。

また、空き公共施設を有効活用することで、貴重な文化財の保存・展示や地域固有の文化の振興や学習活動の活発化を図ります。さらに、様々な芸術文化活動の活性化を図り、新しい地域文化の創造を推進します。

鬼の館ホールについては、長寿命化等改修設計に基づき、長寿命化等改修工事及び駐

車場整備を行い、利用者の利便性・安全性向上と利用促進を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域 文化の振興 等	(1) 地域文化 振興施設等	鬼の館長寿命化等改修工事 内 容： 令和3年度の改修工事で、屋根や外壁の補修、吊り天井の補強、音響設備の更新、バリアフリー化LED化等を実施し、令和4年度に駐車場の整備をする。 必要性： 鬼の館は平成7年に建築しており、約25年が経過する。令和3年度の改修工事で、長寿命化、省エネ化、バリアフリー化等を実施、令和4年度に駐車場を整備することにより、住民が安心安全に使用できる施設にすることが必要である。 効 果： ホールは300～400人を収容できる規模を有し、年間約6,000～9,000人が利用している。改修事業により、利用者の安全性及び利便性の確保を図ることができる。	町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球環境問題に対する取り組みとして、本町では太陽光発電などの自然エネルギー設備を設置される方に対して、家庭用発電設備等導入補助金事業を実施しています。平成17年度から令和2年度の間、町の補助金を活用して設置された太陽光発電設備の総発電能力は、1,020kWです。今後も、エネルギー対策を推進するとともに、省エネルギーへの意識を高める必要があります。そして、さらに大きな課題である地球温暖化対策として、脱炭素社会を推進していく必要があります。

(2) その対策

環境負荷の低い自然エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システム等の設置補助を引き続き行い、町の補助で設置された自然エネルギー設備の総発電能力量の拡大を目指します。

また、公共施設での省エネルギーによるエコタウン化を目指し、節電、クールビズ・ウォームビズ運動の推進、低燃費自動車の導入を検討します。

そして、鳥取県では脱炭素化社会に向け、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目標

としており、本町においても環境や暮らしと調和した再生可能エネルギーの利用を促進するとともに環境教育や周知・啓発を行い、脱炭素化に取り組みます。

(3) 計 画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 1 再生 可能エネル ギーの利用 の推進	(3) その他	家庭用発電設備等導入推進補助事業 内 容： 住宅用太陽光発電システムなどの自然エネルギー設備を設置される方に対し、補助金を交付する。 必要性： 地球環境問題を解決するため、自然エネルギーの活用を積極的に支援し、エネルギー対策を推進していく必要がある。 効 果： 自然エネルギー設備の総発電能力を拡大し、環境にやさしいまちづくりを推進することができる。	町	

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業	地域活動補助事業 内 容： 住民の自主性・主体性に基づいて行 う地域の活性化のための活動に対し て補助金を交付する。 必要性： 住民参画による協働のまちづくりを 実現するため、地域を活性化するた めの活動やまちづくりに意欲をもつ 人材の育成への支援が必要である。 効 果： 住民活動のパワーアップを図るとと もに、地域コミュニティを活性化 し、個性を活かしたまちづくりの推 進を図ることができる。	町	
2 産業の 振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	大滝放牧場改良事業 内 容： 大滝放牧場の草地改良を実施する。 必要性： 大滝放牧場の草地が整備から 20 年以 上が経過し、低木・雑草により、野 芝の生育が非常に悪くなっている。 野芝による草地改良を計画的に行 い、放牧頭数の増頭を図ることが必 要である。 効 果： 放牧場の草地改良を行うことによ り、放牧頭数の増加や放牧牛の健康 状態の向上を図り、これにより町内 畜産農家の省力化、コスト低減を図 ることができる。	町	
		有害鳥獣駆除事業 内 容： イノシシ等の有害鳥獣から農作物等 への被害を防ぐため、集落等が実施 する有害鳥獣対策を支援する。 必要性： イノシシの個体数が急増しており、 鳥獣被害が増加している。そのた め、各集落等で侵入防止柵等により 対策を行っているが、さらに出没す るイノシシを捕獲し、個体数の減少 を図ることが必要である。 効 果： 農作物被害の減少と継続的な農地保 全、それによる多面的機能の維持を 図ることができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	農産物直売所活性化支援事業 内 容： 町内直売所が実施する販売促進のための交流イベントや安全・安心な農産物生産を支援する。 必要性： 町内直売所において、農産物の販売促進及び農業者の安全、安心な農作物の出荷推進を図り、地域農業及び地域活動を活性化させることが必要である。 効 果： 町内直売所を通して、地域農業及び地域活動の活性化を図ることができる。	町	
		景観形成作物栽培推進事業 内 容： JR 沿線、国道、県道等の道路沿いの農地に作付する菜の花、レンゲ、ヒマワリの種子を無料配布し、開花率に応じて交付金を交付する。 必要性： 農地の地力維持・増進と観光資源の確保のため、町花である「菜の花」をはじめ、「レンゲ」や「ヒマワリ」の作付を促し景観形成を推進する。 効 果： 緑肥による環境負担低減効果、肥料代替効果、水稲作の抑草効果に加え、景観美化による地域のイメージアップ、集客効果が図られる。	町	
		三部共同作業所解体事業 内 容： 共同作業所、もみ殻保管庫の解体撤去を実施する。 必要性： 三部共同作業所は使用頻度が少なくなったこと及び建物にアスベストを含有したスレートが使用されていることが判明したことから、建物2棟の解体撤去が必要である。 効 果： 建物の撤去を行うことにより、用地の有効活用と、アスベストの飛散防止を図ることができる。	町	
		大山山麓リゾート観光・田舎ものマッチング事業 内 容： 地域産品等の販路拡大等の取り組みを行い、伯耆町・過疎地の魅力を発信する。 必要性： 伯耆町の魅力を町外、県外に積極的に発信していく官民連携の体制づくりが必要である。 効 果： 過疎地の魅力アップのための官民の連携と協働による地域力の向上、地域産業の振興と地域の活性化が図られる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業	フェスティバル・ディア・マスミズ 内 容： 溝口地域の祭りであるフェスティバル・ディア・マスミズに補助し、花火大会等のイベントを行う。 必要性： 桧水の地蔵尊祭を起源とし開催している祭りであり、桧水高原の観光を代表するイベントとして必要である。 効 果： 桧水高原の観光をPRするとともに、地域活性化が図られる。	町	
		おにっ子ランド施設整備事業 内 容： 老朽化した吊橋の解体・撤去を行う。 必要性： 主要部材の腐食など老朽化が進み、景観の維持と安全性の確保が困難となっているため、解体・撤去が必要である。 効 果： 危険な遊具を撤去することにより、安全で快適な公園利用を確保できるとともに、景観が改善されることにより、地域住民の憩いの場としての機能を果たすことができる。	町	
		大山望指定管理事業 内 容： ふれあい交流ターミナル大山望の管理・運営を指定管理により行う。 必要性： 施設の設置効果を最大限発揮するため、民間事業者等のノウハウを生かした積極的で効率的な管理運営を行う必要がある。 効 果： 指定管理者による施設運営により、地元農産品等の販売等が促進され、農林畜産業の活性化が図れるとともに、地域の交流拠点、観光拠点としての施設運営を図ることができる。	町	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業	バス事業（広域路線バス・デマンドバス運行委託） 内 容： 過疎地域の交通対策として、広域路線バス運行への補助を行う。また、デマンドバス運行については、民間事業者へ委託し、地域交通の維持を図る。 必要性： 利用者が減少し、バス路線が廃止になったため、自家用車を持たない児童・生徒や高齢者の交通手段を確保することが必要である。 効 果： 地域住民の公共交通手段を確保することができる。		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展特 別事業	紙おむつ燃料化处理委託事業 内 容： 町内の事業系使用済み紙おむつの収集及び燃料化装置の運転・維持管理業務を委託する。 必要性： 施設等の使用済み紙おむつについては、大量に出されるため処理困難となっている。 効 果： 可燃ごみの減量化、リサイクルの推進を図ることができる。	町	
		清掃センター解体事業 内 容： 清掃センターでの焼却業務終了に伴い、解体可能な不要施設の解体・撤去を行い、施設を再整備する。 必要性： 清掃センター設備のうち、ダイオキシン類を含むものや自然災害などにより倒壊の恐れがある煙突など今後使用することがなく、解体可能なものを解体・撤去する。 効 果： 不必要で、危険なものを解体・撤去することで、施設の安全性や地域の環境を守ることができる。	町	
		ため池防災減災対策推進事業 (ため池ハザードマップ作成) 内 容： ため池ハザードマップを作成する。 必要性： ため池ハザードマップを作成・整備することにより、災害発生時に迅速・的確な避難を行うとともに、災害による被害の低減を図る。 効 果： 作成の過程で地域住民自らが、地域の危険箇所を知ることや災害時の対処方法を検討することで、日頃の防災意識の向上を図ることができる。	町	
		桧水第2配水池撤去事業 内 容： 桧水第2配水池の解体、撤去を行う。 5.2m×4.2m×H3.35m (RC 造) 必要性： 不用となった配水池を撤去する必要がある。 効 果： 不用となった配水池を撤去することにより、国立公園内の環境保全を図ることができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7)過疎地域 持続的発展特 別事業	地図管理事業 内 容： 地籍調査成果及び電子化された公図を管理する地図管理システムとパソコン本体を更新し、管理運用する。 必要性： 公図の交付や地籍調査成果の提供を継続実施するため、地図管理システム及びパソコンを更新する必要がある。 効 果： 地籍調査成果の確実な管理及び安定的な住民サービスを継続することができる。	町	
		溝口まちなか再生事業 内 容： 増加する空き家対策の一つとして、過疎地域の生活拠点である溝口区の空き家を解体する。 必要性： 放置された空き家は、老朽化による倒壊の恐れや環境及び景観への影響が懸念されるため、対策を行う必要がある。 効 果： 空き家を解体することで安全性の確保及び景観の悪化を防止するとともに、除雪時の雪置き場や緊急時の車両待機場所として活用することができる。	町	
		ささふく水辺公園管理事業 内 容： 地域住民の憩いの場として、ゲートボール、グラウンドゴルフ等を行うことの出来る水辺公園の管理・運営を指定管理により行う。 必要性： 時期に応じた適切な施設（芝生、樹木、道路等）の維持管理を行うあたり、民間事業等のノウハウを活用し、効率的かつ効果的な運営を行う必要がある。 効 果： 指定管理者による適切な維持管理により、年間を通じ、地域住民の利用に供することができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展特 別事業	訪問介護サービス確保対策事業 内 容： 訪問介護サービスの確保を図るた め、効率性や採算面で不利な条件に ある中山間地域で事業実施している 事業所に対し、運営費の助成を行 う。 必要性： 訪問介護サービスにおいて利用者宅 への移動に要する時間の長短は報酬 での評価がなく、移動時間がかかっ た部分については赤字の要因となっ ている。 効 果： 訪問介護事業所の安定的な経営を支 援することで、在宅におけるサービ ス提供体制の確保することができ る。	町	
		乳児家庭保育支援事業 内 容： 家庭で乳児の保育を実施する保護者 に対して給付金を支給する。 必要性： 近年、乳児の保育所への入所が増加 している。その原因の一つに、経済 的な理由による、産後の早い段階で の就労の増加がある。子育てにとっ て大切な乳児期に、家庭での育児に 専念できるような対策が必要であ る。 効 果： 経済的負担を軽減することで、乳児 期における家庭での保育環境の充実 を図り、親子間の健全な愛着形成に 寄与することができる。		
		公共施設等 AED 更新事業 内 容： 家庭で乳児の保育を実施する保護者 に対して給付金を支給する。 必要性： 近年、乳児の保育所への入所が増加 している。その原因の一つに、経済 的な理由による、産後の早い段階で の就労の増加がある。子育てにとっ て大切な乳児期に、家庭での育児に 専念できるような対策が必要であ る。 効 果： 経済的負担を軽減することで、乳児 期における家庭での保育環境の充実 を図り、親子間の健全な愛着形成に 寄与することができる。		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地域 持続的発展特 別事業	福祉相談支援システム導入事業 内 容： 総合相談事業において、既存の住基 システムと連携可能な福祉相談支援 システムを導入する。 必要性： 相談内容や支援経過について、主に 紙媒体で保管しており、情報共有に 時間を要することや、担当以外が対 応できない状況がある。 効 果： システムを導入することで、相談経 歴・支援経過の検索と閲覧が容易に なり、より住民に適したサービス提 示など相談業務の効率化と向上、個 人情報セキュリティ確保が図られ る。	町	
8 教育の 振興	(4)過疎地域 持続的発展特 別事業	少人数学級実施事業 内 容： 複式学級解消並びに少人数学級編成 を実施するため、教員の加配に伴う 人件費を県に協力金として負担す る。 必要性： 基礎学力の向上及び不登校対策とし て、きめ細かな学習指導体制が必要 である。 効 果： 少人数学級実施により、きめ細かな 学習指導体制を整備し、基礎学力の 向上を図るとともに、不登校児童生 徒の増加を防ぎ、安定した学校生活 を確保することができる。	町	
		特別支援教育支援事業 内 容： 教育上特別の支援や介助を要する児 童生徒が在籍する学級に介助員とし て学習支援員を配置する。 必要性： 社会生活の変化に伴い、家庭での関 わり方や発達障がい起因するケー スの増加が目立っており、年々、学 習に向かうことが難しい児童生徒の 増加傾向がみられることから学習支 援員を配置しサポート対応する必要 がある。 効 果： 学習支援員が学習支援・安全確保等 を行うことで、対象児童生徒が安心 して学習に専念できる教育環境が整 うとともに、担任教員が効果的な授 業作りや学級運営に専念することが できる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業	学校司書設置事業 内 容： 選書、図書の受け入れ・廃棄における手続き、図書館内の整備・企画、生徒会委員会活動の補助、調べ学習補助、校外連携等にあたる学校司書を各学校に配置する。 必要性： 読書アドバイス、多様な資料の提供、子どもたちの調べ学習など、学校図書館を利用した学習を充実させるため、児童生徒を支援できる人的体制整備が必要である。 効 果： 学校司書を配置することで、常時学校図書館を開館することができ、読書活動の推進、充実した調べ学習への対応が可能となる。また、図書館の事務体制の充実を図ることができる。	町	
		学校図書館システム整備事業 内 容： 小中学校図書館と町立図書館の貸出し連携システムの導入 必要性： 現在、貸出・返却は手書きの貸出カード方式であり、貸出業務に時間を要す。また、図書の選定や取寄せにも時間を要しているため、それらの解消のためには、当該システムの整備が必要である。 効 果： 当該整備により貸出業務の円滑化、読書傾向や貸出冊数の現状把握が可能となり、読書活動の推進が図られる。また、町内学校図書館を連携させることで、全学校の町内の蔵書が活用され、学習活動の充実が図られる。		
		溝口中学校解体事業 内 容： 溝口中学校の老朽化した建物を解体撤去する。 必要性： 老朽化により、破損している個所が多く危険であり、景観も損ねているため撤去が必要。 効 果： 撤去により、建物の破損に起因する事故を未然に防ぐとともに、教育環境の向上に繋がる。		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の 整備	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業	集落支援員配置事業 内 容： 二部・日光地区に集落支援員を配置し、地域や集落の課題を把握し課題解決に向けた取り組みを行う。 必要性： 過疎化・高齢化が急速に進む二部・日光地区において、地域の実情に対応した集落の維持及び活性化対策が必要である。 効 果： 地域や集落の課題把握に向けた調査、集落の維持に向けた取り組みの提案等を行い集落維持を支援することができる。	町	